

平成27年 第2回

木古内町議会定例会会議録

平成27年6月15日 開会

平成27年6月15日 閉会

木古内町議会

## 平成27年6月15日（月）第1号

- 開会日時 平成27年6月15日（月曜日）午前10時00分  
○ 閉会日時 平成27年6月15日（月曜日）午後 4時25分
- 

・出席議員（10名）

1番	佐藤	悟	6番	手塚	昌宏	
2番	新井田	昭男	7番	福島	克彦	
3番	平野	武志	8番	鈴木	慎也	
4番	竹田	努	副議長	9番	吉田	裕幸
5番	相澤	巧	議長	10番	又地	信也

---

・欠席議員（なし）

---

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森	伊佐緒
副町長	大野	泰
病院事業管理者	小澤	正則
総務課長	山本	哲
町民課長	吉田	宏
税務課長	高橋	和夫
会計管理者	高橋	和夫
保健福祉課長	名須賀	六男
まちづくり新幹線課長	福田	伸一
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	丹野	正樹
産業経済課長	木村	春樹
建設水道課長	若山	忍
病院事業事務局長	平野	弘輝
教育長	野村	広章
生涯学習課長	澁谷	勝
学校給食センター長	澁谷	勝
農業委員会事務局長	木村	春樹
代表監査委員	森井	俊郎

---

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	吉田	廣之
議事担当主査	西嶋	浩二

平成27年第2回木古内町議会定例会議事日程

第1号 平成27年6月15日(月)

午前10時00分開議

日程 番号	議件番号	議件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		行政報告
7		一般質問
8	報告 第1号	平成26年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について
9	報告 第2号	平成26年度木古内町一般会計歳出予算の継続費繰越計算書について
10	報告 第3号	平成26年度木古内町下水道事業特別会計歳出予算の繰越明許費について
11	報告 第4号	平成26年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について
12	議案 第1号	平成27年度木古内町一般会計補正予算(第2号)
13	議案 第5号	平成27年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)
14	議案 第2号	渡島公平委員会規約の一部を変更する規約の協議について
15	議案 第3号	町道路線の認定について
16	議案 第4号	木古内町スポーツセンター耐震改修工事(建築主体)請負契約の締結について
17	発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について
18	意見書案第1号	T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書
19	意見書案第2号	農協関係法制度の見直しに関する意見書
20	意見書案第3号	平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
21	意見書案第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書
22		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

( 午前10時00分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから、平成27年第2回木古内町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は10名でございます。  
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。  
1番 佐藤 悟さん、2番 新井田昭男さん。以上、2名を指名いたします。

## 議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議会運営委員会報告。  
平成27年5月1日に開かれました、平成27年第1回木古内町議会臨時会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。  
議会運営委員会 委員長 2番 新井田昭男さん。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田昭男です。  
平成27年6月15日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会 委員長 新井田昭男。  
議会運営委員会報告書。  
平成27年第2回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1. 会議開催状況。  
会議開催状況につきましては、5月1日、6月12日の2回にわたって開催しており、欠席委員はおりませんでした。

2. 平成27年第2回木古内町議会定例会における議会運営について。  
(1) 今定例会の会期については、6月15日から6月16日までの2日間としたい。  
(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(3) 付議案件は、議案5件、報告4件、発議案1件、意見書4件である。

(4) 一般質問者は5名であり、通告順により質問者ごとに行うこととする。  
以上でございます。

○議長(又地信也君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

## 会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から6月16日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から6月16日までの2日間と決定いたしました。

## 議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

ただ、中でも先日、各議員の皆さんへ資料を配付しておりますが、5月25日に開催された平成27年度渡島総合開発期成会定期総会の幹線道路網整備促進の中で、今年度より、松前半島道路の早期整備がはじめて新規要望事項の中に盛り込まれたことを報告いたします。

## 総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

平成27年5月1日に開かれました、平成27年第1回木古内町議会臨時会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 3番 平野武志さん。

○3番(平野武志君) 3番 平野武志です。

平成27年6月15日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会 総務・経済常任委員会 委員長 平野武志。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1. 会議開催状況。

会議開催状況につきましては、5月1日、5月28日並びに6月3日の3回にわたりまして開催しており、欠席委員はおりませんでした。

2. 所管事務調査項目。

所管事務調査項目につきましては、担当課から要請のありました2件を含む6件について事務調査を行っております。

3. 調査報告。

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

(1) 人口減少対策について。

人口減少問題は、最重要課題として平成26年第4回木古内町議会定例会でも所管事務調査報告書の中で報告しております。庁舎内では、既に設置済みの人口減少対策検討会議と並行して、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会を設置する旨の報告を受けました。地域住民をはじめ町内各団体に要請し選出される委員で構成することですが、柔軟かつアイデア溢れる対策案を望むことから、若年層や女性を含む幅広い人選を要望いたします。

また、民間のコンサルタントの調査を基に策定委員会での意見を吸い上げ、地域の現状や意向が十分反映され、かつ人口減少を少しでも緩める事業発信を求める。

さらに、既に検討されている事業については、迅速に精査をする中で財政部局との調整をしながら、今年度の早い段階での事業実施を求める。

(2) 平成27年度北海道新幹線木古内駅開業記念事業について。

新幹線開業までおよそ10か月を切り、様々な開業記念事業が進められています。新聞やメディアで報道される機会も多く、町内外で新幹線駅開業の気運が高まっているようにも見えるが、町民の盛り上がりはそれ程ではなく、木古内町の知名度もまだまだ広がりを見せておりません。今後、大きな事業費も組まれている各種開業記念事業について内容の精査をさらに進め、町内外へのPRや町民の開業気運を高める方策を実施すべきであり、新幹線開業後につながる事業展開となることを強く要望する。

以上でございます。

○議長(又地信也君) 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

以上を持ちまして、報告を終了いたします。

## 行 政 報 告

○議長(又地信也君) 日程第6 行政報告。

町長諸報告並びに教育長諸報告につきましては、別紙配付のとおりであります。

なお、町長より行政報告がありますので、これを許します。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 皆様、おはようございます。

議員の皆様には、時節柄何かとお忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

平成27年第2回定例会にあたり、行政報告が2件ございますので、ご報告を申し上げます。

1点目は、火災の発生についてでございます。

5月15日午後10時4分、新栄町地区の住民から「杉沢組近くの住宅が燃えている」との119番通報があり、消防車を出動させました。現場に到着した際は、すでに住宅全体に火が回っており、直ちに消火活動を開始しております。住宅所有者に要救助者がいないことを確認するとともに、消火活動を継続した結果、翌16日の午前0時22分に鎮火をいたしました。

本火災による人的被害はございませんでしたが、住宅は全焼しております。出火原因は、揚げ物の調理を終えて、サラダ油の入ったフライパンをストーブの上に放置したことにより異常加熱し、フライパン内のサラダ油から発火したことによるものでございます。

被害状況は、焼損延面積は99.09㎡で、建物損害額は約400万円となっております。

本火災による出動人員等は、消防車両6台、消防職員16名、消防団員18名でございます。

なお、木古内町り災者救護条例に基づき、り災見舞金を給付しております。

2点目は、ドクガの発生についてでございます。

4月30日、住民のかたから「みそぎ浜の国道沿いに、ドクガの幼虫がいる」という連絡があり、翌5月1日に職員が薬剤散布を行っております。

5月8日に担当者会議を開催し、同日午後から町内一円を調査したところ、特にJR江差線より海側に多く発生している状況を確認いたしました。このため、同日夕方に防災行政無線により注意喚起を行うとともに、発生が認められた木古内小学校周辺、サラキ岬公園周辺、札苅漁港周辺道路に薬剤散布を実施しております。

また、小中学校の児童生徒に対しては、教育委員会を通じて注意喚起の連絡を行うとともに、全ての教育関係施設周辺を確認するよう指示をいたしました。

その後の職員による発生状況の確認、並びに住民の皆様からの連絡による薬剤散布の実施状況につきましては、5月11日は、役場横の佐女川沿いに、役場機械センター周辺を、5月14日は、みそぎ浜周辺を含む国道バイパス沿い（前浜ー建有川間）、クリーンセンター周辺、町道浜通り線沿い。5月21日は、役場駐車場花壇、木古内漁港周辺、札苅漁港周辺、小学校周辺。以降につきましても、6月5日現在におきましても、町内全域で継続的に薬剤散布を実施しており、これまで延べ日数が16日、延べ人員59名が出動しております。

なお、本年の発生により場所が特定できましたので、来春は事前散布を行うこととしております。また、6月1日に全戸を対象にチラシを配付しており、その後も必要に応じて防災行政無線を活用し、住民への注意喚起に努めております。

以上で、行政報告を終わります。

**○議長(又地信也君)** 行政報告に対する質疑を許します。

ございませんか。

4番 竹田 努さん。

**○4番(竹田 努君)** いま町長のほうから行政報告2件受けましたけれども、火災については近年あまり火災がなかったわけですが、住宅が全焼した。幸いに、人災はなかったという報告であります。消防の消火のあり方等については、広域議会で議論をするのが筋だろうというふうに思います。

ただ、一般的な感覚からしますと、例えば新栄町の住宅から消防までの距離。確かにここに書いているように、消防が現場に駆けつけた時には、住宅全体に火が回っていたという。これは、通報が遅かったのか天ぷら油による火の回りが早かったのかというような火災の場合のいろんなケースがありますけれども、こんな5分で消防車が駆けつけられるところの距離。その地域から考えて、全焼させなければならなかったのかなという部分。自分も現場に行ったのですけれども、地域の町民のかたからもそういう声が聞かれます。

そして、一番心配なのはどうして地本さんの家の道路の新栄町。高台に上がって行く側に、10mも距離がないところに消火栓があるのですよね。その消火栓を使っていないのですよ。

やはり、いま火災の場合は初期消火というかタンク車でまず駆けつけて、タンク車の水で5tの水を放水をして、防火水槽なり河川等に接続してあれする。私が現場に駆けつけたのは、やはりサイレンが鳴ってから15分位経過しているのですけれども、その時点ではまだこの消火栓を使っていない。最終的に、最後までその消火栓からの給水と言うのですか放水はしていません。その消火栓の上にある、野口さんの家のほうにある防火水槽まで私が現場に駆けつけてから、防火水槽までホースを敷いて消火はしている。いち早く、消火栓が不備なのかどうなのかということがまず1点。どうしてその消火栓を使わなかったのかというのは、町長に聞いてもちょっとこれはわからない。これは、広域の議会の中でいろいろ議論してもらわなければならない課題なのか。そういうことからしますと、隣の家の壁が少し焦げたのですけれども、そういう部分も防げたのではないかという。これは憶測というか過ぎた部分なのですが、そういう部分で今後のやはり消火のあり方等については、我々木古内町の議会としてもこの広域議会の中で、大いにやはり議論していただかなければならない事項だろうと思っています。

それともう1点は、きょう現在もまだ焼け跡の住宅がそのまま。立入禁止の黄色いテープがまだ貼ったままなのですよね。やはり地域のかたも、やはり景観上もよくない。あくまでも処理するのは持ち主のかただろうと思うのですけれども、町もり災金を寄付、払っているわけですから当然、行政としても景観上・美観上からして、「早く始末してください」という指導をすべきではないかというふうに思っています。ただまだ、現場に入れない。テープが貼っているということは、まだ何か調査しなければならない事項があるのかどうなのかという部分を含めて、ちょっとわかる範囲内でお答えしていただきたいと思います。

それからもう1点は、ドクガの発生なのですけれども、確かに散布の実施状況は「これこれ、こういう箇所で行いました」という報告があるのですけれども、ここに後段のほうに「本年の発生によって、ドクガの発生場所が特定された」ということで、この場所以外はドクガの発生はないという捉え方をしているのかどうなのかという部分。たまたま、小さな家庭菜園がある中でも集団的にはいないけれども、何匹かドクガがいるというそういう声も聞くものですから、何かこれを聞きますと「この場所以外はドクガは大丈夫ですよ」と聞こえるものですから、まだまだ余談を許さない部分なのかどうなのかという部分を、わかる範囲内でちょっとお答えしていただきたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 総務課長。

**○総務課長(山本 哲君)** まず、火災の発生の件について、お答えをいたします。

ただいまの竹田議員からご指摘のように、通報から到着までは5分までということでございます。最初、10tと2tの水をタンク車、これが2台で駆けつけておりまして、その放水時



間が約15分から20分ということで聞いてございます。それでそのあと、10時20分に消防3が現場に到着いたしましたして、山中宅前の防火水槽から中継を行って、放水を行っております。

なぜ現場に近いところの消火栓を使わなかったということで、私も2日後に消防署長とお会いをして、お話を聞きました。消防の判断によりますと、「あまりにも火災現場から近く、消防車に飛び火をする可能性があったということで、その場所は回避した」ということでお聞きをしております。決して、不備とかということではございません。そのあと、檜山森林管理所の向かいにも消火栓がございまして、そちらのほうからも1本ホースを敷いて、消防車を経由して放水をしているということで、たまたま現場近くにあった消火栓と森林管理所にある向かいの消火栓は同じ水道管でつながっておりますので、特にそういう面での問題はございませんでした。あくまでも現場に近いということで、飛び火を恐れたということで、そういう判断をされたというふうに伺っております。

消防署のほうにもその件では、住民のかたからいろいろご意見をいただいているということで、消防署内でその辺の検証を行うということでお聞きしておりますので、これからどのような消火活動がいいのかということで、勉強していくということでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

それから、火災あとということで私も昨日見てきましたら、まだそのままになってございました。それでいま町民課長のほうからお聞きしますと、家族ではないのですが業者を通じて、「どのような処理をすればいいのか」ということで、相談を受けているということでございますので、間もなく解体ということになろうかというふうに思います。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(大野 泰君)** ただいまご質問のありました2点目のドクガの発生場所につきましてでございます。ことしにつきましては、5月に入りましてから場所を確認しながら、順次防除を行ってきたところであります。そのような中で、まず海岸線のほうで発生をするということがわかりまして、町内の各ポイントを押さえております。そこで、初期のドクガ退治をすることによって、攪拌は防げるのではないだろうかというそういう見込みを立てていません。既に発生をして、発生と言いますか幼虫になった時に、薬剤を投下したとしても移動するのですね。いま時期になりますと結構大きくなっていますから、そうなると町内全域に広がってしまう。そこを食い止めるためには、初期の段階で卵をそこに産み付けるであろうという場所を確認したつもりでありますので、まずそこを先に来年春にはやろうと。雪解け時にやることによって、これも予想なのですが、広がりには防げるというふうな考えで、まずそこを実施してまいりたいという思いで、このような行政報告での書き方となっております。よろしく申し上げます。

**○議長(又地信也君)** ほかに。

4番 竹田 努さん。

**○4番(竹田 努君)** ほぼ了解はしますけれども、ただ、いま総務課長の説明の消火栓。近い消火栓を使えば飛び火をするというのは、一般的に考えて理解はできない。だって、その消火栓を使えばホース1本で消火できる距離なのに、何本も接続しなければならないところから。確かに、水道の関係が一緒であれば両方から出しても水圧の関係で、やはり効率が悪いという部分は確かにあります。近いところをやれば早く消火できる。そこがどうも遠いところにわざわざ行かなければいけないというのは、近いところを引っ張れば飛び火をするとい

うのは、どうも理解しづらい部分です。これについても、これ以上消火の部分行政側にとっても答えは出てこないと思いますから、これはうちの広域の議員さんに頑張ってもらって、この辺の解明を一つしていただきたいということでこの件については終わります。

○議長(又地信也君) ほかに。

2番 新井田昭男さん。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田です。

私のほうから1点、2番目にちょっと報告がありましたドクガ発生の件についてですけれども、これに関する防災無線関係の対応は非常に最近は特に、いろんな面で非常に良くなっているのかなとそんなふうにとちょっと認識はしています。

そういう中で、この4月30日に住民のかたかたということで報告があったという中で、担当者会議を5月8日に開いているのですよね。私は、この辺がやはり人に関わるものに関しては、やはり報告を受けたらリアルタイムでやはり動くべきではないのかなと。まして、小学校だとかやはり優先順位も当然あるわけですから、そういう部分を今後やはりきちんと把握の中で、動きをしてもらいたい。これどうして、5月1日に職員が薬剤散布を行ってから1週間もこういう状況になるのですかね。この辺がちょっと何か合点がいかないというか。いま言ったようにやはり聞くのですね、町民の何人か私に「ドクガにちょっとやられたよ、ちょっとひどいね」とかそういう話は聞くのです。やはりそういう部分はならないからいいというわけではなくて、当然行政の人方はそういうことを言われると当然動き、これ当たり前の話ですけれども、この動きがどうもちょっと後手に回っているような感じがしますね。いま、先ほど副町長から、やはり「早いうちに退治しなければだめですよ」と。そうすることによって、被害を防げるのだというようなお話からいきますと、もっともっとやはり効率的に動きべきだと。そういうふうを感じているところですけども、この辺どうですか。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) 議員ご指摘の4月30日に連絡を受け、1日に駆除を行った。これにつきましては、担当を町民課住民グループということで、動いていただきました。さらに、今後の発生を考えると、庁舎内で該当すると言いますか駆除に参加をしてもらおう課です。そういったところでの全体の協議が必要であろうということで、招集をかけることといたしました。緊急性、そして即時性ということでは、議員のお話にお答えするという状況でないということで申し訳ないのですが、連休明けの8日に対応しようということで、会議を招集かけた次第です。特に、暦の関係ということで言ってしまうと、なぜそういうふうになるのだというふうに言われるかもしれませんが、私どもとしてはこれが即、緊急の対応という中で8日の日に集まろうということで決めた次第です。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男さん。

○2番(新井田昭男君) いま、まさに副町長がおっしゃったように、どうもやはり暦がありきというような。ちょうどこれは連休で重なっているというタイミングの中で、こういう処理だと思うのですけれども、やはり町民に関わることでですからその辺はその辺として、きちんと受け止めていただいて、今後のやはり動向をきちんとした対応をお願いしたいと。これは、要望としてお願いしたいということで留めておきます。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

8番 鈴木慎也さん。

○8番(鈴木慎也君) 8番 鈴木でございます。

先ほどの火災発生の件で、1点確認させてください。火災発生いたしました地本さん宅につきましては、お隣さん緊急システム等の設備・設置されていたのでしょうか。そちらのほうをよろしくお願いたします。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(山本 哲君) 地本さんのお宅は、固定電話が付いてございませんでした。緊急通報放置は、固定電話の回線を利用して消防のほうに通報するというシステムでございましたので、そのシステムは付いてございませんでした。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也さん。

○8番(鈴木慎也君) わかりました。後ほどの一般質問で、そちらも含めてまた質問させていただきます。以上です。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志さん。

○3番(平野武志君) 2番のドクガの発生について、1点だけ確認したいと思います。

ドクガの発生については、去年からだったと思うのですが、ことしになりましてまた発生範囲が非常に増えているということで、町の対策といたしましては注意喚起も防災無線、また広報の中でされているなどというふうにも感じています。

その中で、個人の苦情と言いますか声にも可能な限り行政の担当課が答えてくれているなというのを感じます。そんな中でもこれだけ発生数が多くなりますと、被害者と言いますか実は私も去年ドクガの草刈で被害になりまして、個人差はあると思うのですが、私は皮膚が弱いものですから全身に湿疹と言いますかすごいあれだったのですね。炎症と言いますか湿疹。それで、病院にかかったわけですが、全治3週間くらいかかって治しました。それで、そのように被害を受けられたかたが病院に行かれると思うのですが、この町内の中にも皮膚科の専属科がないと承知しております。私も去年、1週間くらい放っておいたあとに函館の皮膚科に行きましたら、道南各地でドクガの発生があり、その対策で専属の薬をいただいて、それを塗ったら観面良くなってきたという経緯があるのですが、ここで病院の管理者もおられますので、実際このドクガの被害に遭われたかたが病院に来られたかたがどのくらいいるのか。また、いる時にはどのような対応をしているのか、現状の状況をお知らせいただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 病院事業事務局長。

○病院事業事務局長(平野弘輝君) 3番 平野議員の質問にお答えいたします。

まず、ドクガが発生した状況で、町の総務課長のほうから病院の受診状況を確認されておりまして、病院側としましては3名から4名程度受診されているということで報告しております。

病院におけるドクターの対応については、言われるとおり皮膚科というような専門の診療科目はございませんが、外科で対応しておりまして、外科のドクターが見た段階で対処できるものについては、当院で通院治療ということで対応しているところでございます。以上です。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志さん。

○3番(平野武志君) 実際、来られた患者様に対しては対応しているという話でございしますが、実際のところ病院に、「ドクガの被害に遭って病院に行きたいけれども皮膚科が木古内

にはない、でも函館に行くまでの足もない」という声は何名か聞かれるわけです。その中で、「来たかたには対応するよ」という話ですけれども、これだけ発生が多くおそらく被害者も多いであろうということを考えると、町場の病院としては「その被害に遭われたかたは国保病院でも対応しますよ」というような告知ということはできないでしょうか。それをする事によって、函館まで走らなければ病院に行けない。なので行かない。それで治るのが2週間も3週間もかかってしまったという人が、町内の病院に行けばもっと早く手当てができて治るということにつながると思うのですが、告知ができないかということについて、お聞きします。

○議長(又地信也君) 病院事業管理者。

○病院事業管理者(小澤正則君) ごもつともと思います。できるだけマニュアル的なものを作って、対応できるようにしたいと思います。ただ、ドクガは局所的なものと全身的なものいろいろありますので、全身的なものになるとかなり広範ですので、それは入院とかいろんなあれが必要だと思います。局所的なものであれば初期の対応でかなりいくと。そういうふうなところを見据えた形で、院内でマニュアル的なものを一応準備しておきたいと思っています。

○議長(又地信也君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

## 一 般 質 問

○議長(又地信也君) 日程第7 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書によって行うことにいたします。

はじめに4番 竹田 努さん。

○4番(竹田 努君) 4番 竹田 努です。

私、1点町長に一般質問をさせていただきます。

今後の「まちづくりの基本姿勢」についてであります。

平成26年度3月に策定した第6次木古内町振興計画を基に、まちづくりが進められております。

平成28年3月には、待望の北海道新幹線木古内駅開業に向けて、今年度の予算規模から町長の熱意が伝わってきます。3年前の予算規模と比較しますと、約19億円の増になっており、そのうち新幹線関連に、今年度は14億円あまり投入をしております。このことを念頭に、最大の成果を発揮されますよう町全体の取り組みをしていただき、この町に賑わいが出ることを大いに期待をするものであります。

新幹線を活かした「まちづくり」も重要であります。何といたっても我が町は福祉都市「きこない」を掲げている町であります。この福祉に関する「まちづくりの姿勢」が見えてこない。

今後の「まちづくりの基本姿勢」の考えをこの4点にわたって、町長にいま問いたいわけ

です。

1点は、振興計画の見直しと、若干関連する財政の計画であります。

もう1点は縷々、同僚議員からも出ております人口減少対策、それと福祉に密接ある超高齢化福祉政策。高齢化率現在43.59。このことを考えた町長の基本的な姿勢を伺います。

よろしく願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 4番、竹田 努議員のお尋ねにお答えをいたします。

まちづくりの基本姿勢についてのお尋ねでございますが、まず振興計画の見直しにつきましては、毎年、実施計画の見直しを行っております。

第6次木古内町振興計画のまちづくりの目標は、「活力と元気に満ちあふれ、生涯にわたり希望や生きがいを持ち続けられる、北の大地の福祉都市・きこない」とし、実施計画で事業を取りまとめ、取りわけ福祉分野においては、除雪サービス事業や、福祉灯油支給事業をはじめ、必要な事業を進めております。

今後につきましても、振興計画に定める基本構想、基本計画の実現に向けて、事業の進捗状況や、財政状況、財源の状況などを見極めつつ、毎年度、実施計画の見直しを行うとともに、中間年には検証を行うこととしております。

財政計画の健全化につきましては、「財政収支計画」は、現状を基礎とし、人口動向、経済情勢、事業の実績、並びに進捗度合い、国・道による地方財政対策の見直し状況等が財政に与える影響を算出し、将来の財政がどのように推移していくかシミュレーションを行い表にまとめたものでございます。

また、振興計画及び集中改革プランに搭載した施策・事業が財政に与える影響を確認するための資料としても活用しており、これまで収支計画を基に、事業量、事業費、実施時期などについて検討を行い予算に盛り込むことで、事業の確実な実行と財政の健全化に努めてまいりました。

さらに、シミュレーションを一定程度確実なものにするためには、常に最新の情報を計画の中に反映させる必要がありますので、決算実績等に基づき毎年度、更新をいたしているところでございます。

今後は、新たに策定されるまち・ひと・しごと創生総合戦略や、公共施設等総合管理計画等に伴う効果を計画に反映させるとともに、国が要請する統一的な基準による「地方公会計制度」に移行し、貸借対照表や行政コスト計算書などの財務書類を整備することで、より詳細な将来推計を行い、引き続き財政の健全化に努めてまいります。

人口減少対策につきましては、今年度、福祉対策として、地域住民生活など緊急支援のための交付金を活用して、介護従事者待遇改善事業を実施しております。

この事業は、町内の介護事業所に勤務する介護従事者の方々の待遇改善を行うことにより、新規従業者の増加と退職者の抑止を図るとともに、職員の定住化とサービス水準の向上につながるものでございます。このほかにも、一次産業、観光、教育の分野での事業も新たに実施することとしております。

また、今年度は、庁舎に組織している木古内町人口減少対策検討会議において、移住・定住、少子化、企業誘致の各分野の事業検討を進めるとともに、年度内に策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略において、今年度から5年間の人口減少対策に取り組んでまいります。

超高齢社会での福祉対策につきましては、現在我が国においては、国民4人に1人が65歳以上で、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度がピークと思われまます。

当町におきましては、高齢化率は全国、全道平均を大きく上回り、本年5月末の高齢化率は43.59%となっており、また、国立社会保障人口問題研究所の推計によりますと、10年後の平成37年度の当町の人口は、約1,000人が減少し、高齢者も約200人減少する中で、高齢化率は50.7%と見込まれております。

こうしたことから、第6期木古内町老人福祉計画・介護保険事業計画では、各種サービスの利用量を、5年後の平成32年度、10年後の平成37年度の数値を予測した計画を策定しております。

今後、超高齢社会となる平成37年度を迎えるに当たりまして、地域包括支援センターがその役割を十分に発揮し、高齢者一人ひとりが地域で安全で安心して暮らせる地域サロンや、生きがい教室などの施策を含めた地域包括ケアシステムの構築を進めて参ります。

**○議長(又地信也君)** 4番 竹田 努さん。

**○4番(竹田 努君)** いま、町長から4項目についての基本的な考えを示されました。振興計画と財政計画は整合性というかやはりあるわけですから、単独でどうこうということではないわけですが、私はやはり心配するのが、いまは財政についても少し余裕があるのかなというふうに見ています。基金についても16億円あまりになっておりまして、このことが多少人件費を含めて、各委員の報酬等も1,000円から3,000円にアップをただとか、まだほかにもありますけれども、それが一つの要因なのかなと。これは、決してだめだということではなくて、大変財政の許せる範囲内でやはりそういう予算を投入すべきだというそういう考えであります。

ただ、昨年11月に財政の健全化計画、これは毎年見直しをしています。8年後の平成35年、ここでは現在16億円ある基金・貯金が2億円になってしまう。ずっと資料を見ますと毎年、基金を2億円あまりを投入しなければならないということからしますと、平成36年には基金が底をつく、貯金がなくなる。そうしたら我が町はどうするのだと。やはり基金を上手にここまで毎年2億円ずつ基金を貯金を下ろして、行政運営をしなければならないという部分について、私はやはりそこが心配なのです。8年すれば財政破綻するののかという部分が、このことが町民にも不安を与えるわけでありまして、ですから財政計画とこの振興計画の見直し。

確かに毎年見直しをして、財政に見合った事業展開をしている。それはそれでいいのですが、やはりそういうことを考えますと、早くこの財政の健全化計画についてもいまから逆に遅いくらい。早くやはり着手を手を付けて健全な計画、「10年経っても木古内町は人口は減るけれども、財政的には大丈夫ですよ」と。やはり町民に安心をしていただくというのが行政、町長の仕事でないかというふう思うわけでありまして、そのことを心配でこの1と2の振興計画と財政の計画について、町長はどう思っているのだということをちょっと確認したかったところであります。

3点目の人口減少対策については、昨年の6月に庁舎内に人口減少検討会議を立ち上げて、28項目にわたるいろんな要素。空き家対策含めて、庁舎内で考えたその中でも「新年度からすぐやるべきだ、これは実施に向けて検討すべきだ」という事項がたくさんあったのですよ。

確かに、子育て支援の学校給食費の無料化、これとは新年度から実現をしましたがけれども、まだまだやれることがあるだろうと。昨年の6月、いま6月ですけれども、1年間経過してい

るわけですから、それでも今回の定例会にも何も補正でも計上がないですし、またいま戦略会議の中で検討をして来年の3月でなければその方向性が出ないということは、2年もかかるわけですね。それだけ例えば人口減少対策については、議会の各委員会の中でもいろいろ議論をしています。こうすることによって人口の歯止めがかかるのではないかとこの部分があるわけですから、やはり一つでも実現をして、木古内町が人口減少対策にこう取り組んでいるのだというそういう姿勢がやはり必要だろうとこう思っています。その辺については、このあと6月の定例は無理ですけれども、9月に向けて精力的に取り組むのかどうなのかという部分について、確認をしたいなというふうに思います。

それから4点目の「福祉都市きこない」としての超高齢化福祉の施策について、やはりこれから高齢者のかたが安心して木古内町に住み続けられるこういう町にしなければならないという部分は、再三我々も町長に要請をしてきたところであります。財政の事情からしますと、8年後にはやりたくてもできない、財源がないわけですから。財政計画と相まっていま、いまだたつたらできるもの、高齢者に対する。昨年の札苺地区の町政懇談会の中で、札苺地区が取り組んでいるお楽しみ会。これは、敬老会的な要素の中でそういう。そしてこれは、地区の中で聞いたのですが、参加するかたもみんな負担金を取っているのですよ。ただではないわけです。500円だったら料金を払ってまで参加をして、それだけそういう場を作ってくれている。そういうビデオの放映も懇談会の開催前に放映しまして、「今年度は本町地区のこのお楽しみ会も何らかの形で出てくるのかな」というふうに思っていましたけれども、この6月の定例でも何も出てきていないわけでありまして、これは9月の定例では遅いわけですから、「ああ、そうすれば取り組む姿勢がないのかな」と。

またかつては、財政の健全化の中で廃止となった温泉の入浴券の復活等もこれもやはり高齢者のかたについては、木古内町にある唯一の温泉が楽しみだとかたも全部ではないのですが、そういうかたもいるわけですから、やはり高齢者に対する一つの手立てとしてそういうことも考えられるのではないかなというふうに思うのですよ。それが良いとか悪いというのは別です。自分はそういうふうに思うものですから、行政側で十分検討する予知もあるのかなというふうに思います。この辺についても、高齢者との意見交換をし、新幹線目線と同じ福祉目線になるように、安心して暮らせる我が町・木古内町にしていきたいというそういう思いを含めて、町長の姿勢と言いますか見解を伺います。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 竹田議員のお尋ねにお答えいたします。

現在、当町が進める大きな施策は、北海道新幹線の開業と安心して誰もが暮らせる保険・医療・福祉の充実、この二つかと思えます。この中で、北海道新幹線は終着の時点が決められているということがございます。そして、保険・医療・福祉の充実は、これは将来にわたって末永く続けていかなければならない事業であります。たまたま、来年3月が北海道新幹線の開業ということでございますので、そこには新幹線効果を開業当初から生むための最大限の努力をする。そうした意味での予算を組んでいたところでございますので、大きな予算となっているわけでございます。

お尋ねにあります、将来の財政をご心配されるご意見、最もかと思えます。当初、当町がもう既に10年を経過するかと思えますが、大変厳しい財政状況が続いた時期がございました。その当時は、夕張市が財政破綻をし、「その次は木古内町も極めて近い状況ではないか」と

言われるそういった時期を乗り越えてきたわけですが、現在は住民の皆様のお陰もございまして、財政は比較的安定した運営を続けており、ここ数年にわたりまして黒字で運営を続けさせていただいていることもご承知のことと思います。

さて、将来どのような財政計画を立てているかと言いますと、収入はある程度少なく見込んで、支出は大きく見込んでということでございますので、8年後の見通しは預金が16億円から2億円に減るというのも、これはかなり厳しい見方をしているということから起きた現象でございます。そこにいかないためにどうするかというのが、私どもの仕事でございます。これから国の動きも様々に変化をしております。この対応も含めまして、どうしたらいまの基金を預金を守りつつ、住民の幸せにつなげていくかというのが、私どもの最大の仕事ではないかと思っております。議員の皆様方におかれましてもそういった意味では、ご協力いただくことがあるかと思いますが、とりわけ竹田議員にお力添えを賜りたいと思っておりますので、16億円を少しでも減らさないように、減らさないけれども仕事はしっかりやると。こういうことで、進めさせていただきたいと思っております。

人口減少につきましては、できるだけたくさんの事業を進めていかなければならないということで私、先ほどの答弁の中では、介護従事者に対する待遇事業のご説明をいたしました。そのほかにも決して何もしていないということではなく、一次産業におきましては事業名だけ述べますが、一次産業後継者支援事業、褐毛和種優良繁殖雌牛導入事業、ヒジキ繁殖技術導入事業、木古内産ヒジキブランド化事業。観光におきましては、観光協会補助金、薬師山芝桜植栽事業。教育では、学校給食費無料化事業など行っておりまして、随分たくさん選んだ中、28項目でしたか。選んだ中でも、とりわけ効果のすぐ期待できるものですか、優先順位を考えて今年度の事業に盛り組んだところでございます。こういった事業というのは、単年度で支出が終わる事業と一度事業を行いますと、継続的に何年も続けなければならない事業、様々な事業がございますので、その辺も考慮しつつ、財政にできるだけ負担のかからない。そしてまた、効果の上がる事業を選択してこの度、27年度の予算化をお願いをしたところでございます。

超高齢社会の中で、安心して皆さんが住んでいただけるこういうまちづくりを目指しているわけですが、財源が心配する中で「いまできるものたくさんあるだろう」というお尋ねもございましたが、先ほど少し触れましたが、継続して支出の伴うもの。あるいは、すぐ効果の期待できるもの様々ございますので、これは平成28年度。新年度以降にまた、どの事業が必要なかを検討しなければならないと思います。当面は、いま申し上げました27年度の事業について、しっかりと進めて行きたいと考えております。

また、札苅町内会での敬老事業について触れておられましたが、確かに当町におきましても敬老会というのが昔ございました。この敬老会の中で、財源がないという町の状況を組んだ高齢者のかたが、その会場で私がお酒を注ぎに行きますと「いいよ」と、「敬老会やらなくていいよ」と。「自分達みんな楽しみたくさんある」と、「しばらく休んでどうですか」というようなご意見が2年にわたって、たくさんの高齢者のかたから聞くことができましたので、議会の承認などもいただいて、敬老会を一旦廃止をしたところでございます。

しかしその変わりに、あの頃はちょうど保健・福祉の担当が前竹田課長だったと思っておりますが、「予算ゼロで事業を何とかしましょう」ということで、議員もその当時予算ゼロの中で、住民の楽しいふれあいの場を作ったことをいま思い出しておりますが、こういったことでお



金をかけなくても楽しめる事業はたくさんあると思います。

こういったことで、これからも様々なことを企画し、また事業化に結び付けていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努さん。

○4番(竹田 努君) きょうのこの一般質問で、それぞれの各論の部分でのどうこうという部分はち自分の考えていなかったのですが、町長の基本的な姿勢というか考え方を聞いたかった。ただやはり町長、事業展開。確かに内部検討をして、そんなに時間をかけなくても事業できるのではないだろうか。来年でなければできないということは、1年間何もないわけですから。来年の4月以降でなければ動きが出てこない。やはりこの予算、政策についても時には大胆・メリハリのあるやはり政策・予算付けが必要だと。いまは、財政的に余裕がある。そうしたら、高齢者のためにこれだけ予算投入して、何か高齢者との意見交換の中で「こういう事業をやろうじゃないか」というくらいの発想にならないのかなど。何でもやはり新年度というのは、私は間違いだと思うのです。必要なものは早い時期からやはり事業展開というか、予算を補正して事業を展開する。そして、町民の幸せにつなげるということの方が大事だろうというふうに思いますので、この部分は町長の答弁は特に求めませんが、内部検討の中でやはりメリハリあるそういう予算付けを含めて、政策を十分検討していただきたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長(又地信也君) 竹田 努さんの一般質問が終了いたしました。

20分まで休憩いたします。

休憩	午前11時12分
再開	午前11時20分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、一般質問をはじめます。

8番 鈴木慎也さん。

○8番(鈴木慎也君) 8番 鈴木慎也です。

私は、今回の選挙において町民の皆様にご迷惑をまいりました第一は、人口減少に伴う木古内町の未来についてであります。本町の人口減少の問題は、いままでにも先輩議員が度々質問をまいりましたが、私は具体的な対応策を持って、改めて私の第一の質問といたします。

1. 人口減少に対する取り組み等について。

木古内町の最重要課題であります人口減少問題については、庁舎内に設置済みの人口減少対策検討会議と並行して「まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会」を設置したとの報告を受けており、各分野で取り組んでいることは把握しております。

しかしながら、地域経済分析システムによると木古内町の人口は2040年には、約半分の2,335人になると予測されています。この状況を何とかしたいと民間レベルで行われた婚活では、いままで町内で2回、札幌で1回、仙台、青森で各1回の計5回開催してまいりましたが、今後は、官民一体となり町の人口減少対策に力を入れていくべきだと思います。

そこで、婚活支援・結婚相談センターの設置を提言します。

町長の考えを伺います。以上です。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 8番、鈴木慎也議員のお尋ねにお答えいたします。

人口減少に対する取り組み等についてのお尋ねでございますが、人口減少問題は、全国共通の課題と認識しており、当町においてもその対策について取り組みを進めているところでございます。

特に、未婚化、晩婚化は、全国的な課題でありますので、北海道や他の自治体とも連携した広域的な取り組みが必要であると考えております。

取り組みを進めるにあたりましては、行政と民間がそれぞれの役割を果たすことが重要と考えますので、民間の役割を尊重するとともに、行政といたしましては、婚姻後の住宅や出産、子育て、教育等の施策をしっかりと行ってまいります。

また、民間のかたが大変熱心に婚活の取り組みをされていることは承知しておりますので、ご相談をいただいた場合には、人的支援を含めて検討することとしております。

**○議長(又地信也君)** 8番 鈴木慎也さん。

**○8番(鈴木慎也君)** 確かにいま日本各地で婚活、人口減少対策。それは全国、日本の問題であります。その中で、昨年度道が主催しますいわゆる北海道婚活応援フォーラムに参加してまいりました。そこには、道知事の高橋はるみ知事もいらっしゃっており、その中でこれまでの婚活は行政、若しくは民間がバラバラにやってきたと。ですが、成功している人口減少を食い止める、若しくは結婚が増えてきたとそういう地域を分析してまいりますと、やはり行政と民間が一体となり、そこではじめて成果を達せることができたというアドバイスもいただきました。その中でまず、具体的な例えば目標設定、結婚する人数の目標設定、木古内町の人口の目標設定。次に、未婚者、独身者の人数の把握、こちらの基礎的な数字を把握して有効な政策を方向性をともに示したら、木古内町も人口減少により力強いスタートが切れるのではないかと私は思っております。できない理由ではなくて、一緒に官民一体となって、一緒にできる方法を考えることが大切なのではないかと私は思っております。

また限られた職員の人数の中で、また限られた予算の中で、やはり簡単なことではないということは私も理解しております。ですが、例えば期間が定められたチーム、若しくはその職員の中でもうまく配置を転換して、現状いまある中で創意工夫をしながら、設置することは私は現実性を持って対応できるのではないかと考えております。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 鈴木議員のお尋ねにお答えいたします。

確かに民間と私どもと一緒にやるという姿勢は、何ら変化はございません。ただ、現時点では民間の皆様がやっという活動については、様々な面でサポートは可能であるというお答えを先ほど申し上げましたが、また行政と民間の役割をしっかりと果たすことも大事でございますので、私どもとすれば婚姻後の出産あるいは子育て、そしてまた教育。こうした施策について、しっかり取り進めて行くということにしております。

先ほどの新年度の事業でご説明いたしましたが、学校給食費の無料化事業などはまさに結婚後の支援策ということで、新規事業として取り上げたわけでございますし、これまでも児童・生徒の医療費の無料化など、その後のサポートにはしっかりと進めているところでございます。どうぞこれからも婚活のイベント等が企画される場合には、ぜひご相談いた

だいて、知恵を出し合って、一緒にやることは可能でございます。ただ、私どもが主体となってやるという現段階ではありませんので、様々な支援につきましてお手伝いをさせていただきたいと考えております。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也さん。

○8番(鈴木慎也君) 町長、いま最後のほうにお話ありました、「現段階」。これは、非常に危機感が足りないのではないかと私は非常に思っております。今後とも、民間レベルで積極的に活動してまいりたいそういう若者がたくさんいますので、その辺を含めて、行政のほうも支援していただければと思うのですけれども、ただやはり「現段階」ということは危機感。木古内町は本当に、もっと真剣に考えなければならぬと私は思っております。こちら最後の質問になるのでしょうか。

○議長(又地信也君) 3回目の質問に対しての町長からの答弁はいりませんか。いらなければ2番の質問に入ってください。

8番 鈴木慎也さん。

○8番(鈴木慎也君) これはいりません。大丈夫でございます。

そのまま次の質問に入らせていただきます。

2. 高齢者の安心な暮らしについて。

先ほども行政報告でございましたが、最近、高齢者のかたから「火災が多くて不安だ」との声が聞かれます。火災の原因は様々ですが、行政として万が一の時に命を守る方法や、火災などの非常事態をいち早く知らせる方法を新たに検討するべきではないでしょうか。高齢化も進んでおります。耳が聞こえなかったり、大きな声が出なかったり、様々な状況もあると思います。町長の考えを伺います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 高齢者の安心な暮らしについてのお尋ねでございますが、ことしは既に火災が3件発生しております。人的被害はなかったものの、例年より多い傾向となっております。

木古内消防署では毎年9月に消防フェアを開催し、その中で救急救命講習を行うなど、町民向けに火災から身を守るための啓発や訓練などを行っております。

また、火災が発生した際、通報を受けた木古内消防署より防災行政無線を通じサイレンが鳴らされ、火災の状況などを町民に広く周知するとともに、日頃から地域ぐるみにより安心・安全な取り組みを進めるための予消防活動を推進しております。

一方、住民のかたからは、「屋外のみでの放送では聞き取れない」、「屋内の個別受信機に流せないのか」、「火災か事故かわからない」、「発生場所がわからない」など、様々なご意見をいただいております。

これまで、「屋外のみで放送する」という取り決めをして進めておりましたが、現在、改めまして「防災行政無線を活用した放送のあり方」について、協議を進めているところでございます。

今後も、木古内消防署をはじめ、関係機関との連携を密にし「火災から町民の生命と財産を守る」ために取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也さん。

○8番(鈴木慎也君) 「放送のあり方」こちらについては、私も高齢者の住民のかたからお

話を伺いました。放送のスピーカーの音だけの問題ではなく、あと耳が少し不自由ですとか個別ないろいろ、そのかたによっていろいろ条件はあると思います。その中で先ほどもございました関連部署、消防との連携の部分で、一つ住民票などのデータの中では3人家族、2人家族となっていますが、実際は入院されていたり、施設に入られていて高齢者のかたが1人で住んでいる。そういう状況もあるということが思います。その中で、きちんと1件1件現状把握の確認をきちんとすべきではないかと私はそう考えております。そこではじめて、今回の例えば健康管理センターの職員であったり、消防職員のかたにとって仕事をしやすい環境作りをできると。それが、高齢者のかたの安心につながるわけです。そこではじめて、「住んで良かった、木古内」と思うわけでございます。ですので、システム上ですとかそういう問題ではなくて、まずやるべきことはシステムと現状がきちんと合っているかどうか。その現場確認をきちんとして、それから前に進むべきだと私は思っております。そちらの現状確認のほうは、していただけるのかどうかということをお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** お尋ねの住民の皆様の方々の状況の確認につきましては、それぞれ担当課、そしてまたケアマネージャー、さらには地区の民生委員などがしっかりとサポートしている現状でございます。こうした中で、それぞれの個々の状況が違いますが、それは訪問をする担当者がしっかりと把握をして、そのかたをどのように安全な状況に住んでいただけるかを確認し、進めて行くということでございます。これまでの私どもの取っている対応については、何ら問題はないかと思っております。

**○議長(又地信也君)** 8番 鈴木慎也さん。

**○8番(鈴木慎也君)** 現状においても、できることは一生懸命行政側として対応していただいているということでございますが、実は先ほどの住民票は2人、3人ですが、実は1人で住んでいるというお話のかた、「とても1人だと不安だ」ということでございます。しかし、「1人でも2人でも不安だ」と、そういう高齢者のかたもいらっしゃいます。さらに言うと、「2人だと、より心配になれば」、ご家族も。それは介護の問題でしたり、いろいろ状況はあるかと思えます。この中で、やはりいまやっているものをもっともっとコミュニケーションを取っていただいて、不安の声もその担当のかたに話ができるような信頼関係を築いていただけたらと思っております。

あと、先ほど火災の件でもお話がありました、お隣さん緊急システム。こちらを約54件、設置済みということで私はお話を聞いております。

あと、冷蔵庫のA4の黄色い紙で健康状態を貼ってある紙。ちょっと私こちらのほうの呼び方をわからないのですけれども、貼ってあるということで聞いていますが、お隣さん緊急システム。若しくは、緊急時に何かあった場合に健康状態を把握できる黄色いA4の紙、こちらの連動性。あと、お隣さん緊急システムがないご自宅、あるご自宅。住民のかたは、その辺の設置状況については詳しく理解していないかたが多いみたいですので、一度こちらのほうも行政からきちんとわかりやすい形でご報告していただければと思っております。

以上です。

**○議長(又地信也君)** いまの再質問に対しての答弁は必要ですか。

8番 鈴木慎也さん。

**○8番(鈴木慎也君)** 現時点のお隣さんシステムの貼っている条件、こちらの設置条件のほ

うを教えてくださいたく思います。

**○議長(又地信也君)** 答弁側、よろしいですか。

町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 高齢者のかたでお一人で住んでいるかた、またあるいはお二人であっても不安があるというご家庭は、これはあるかと思えます。自立していらっしゃるかたはそう心配はないのでありますが、身体に不自由があったり病気がちのかたについては、大変不安な日々をお過ごしのことと思えます。これまで以上に担当課、そしてまたケアマネージャー、地域の民生委員のかたにも協力をいただいてしっかり把握をして、安心した生活ができるように努めてまいりたいと考えております。

また、緊急通報の関係でまだまだ冷蔵庫等に貼ってある健康状態と一致していない、新たになった人はわかるのでしょうけれども、長くなってしまうと忘れてしまうというケースもありますので、これは再度私どものほうでは周知を徹底するということが必要になるかと思えますので、努めて行きたいと思っております。

**○議長(又地信也君)** 8番 鈴木慎也さん。

**○8番(鈴木慎也君)** 今後も高齢者のかたをはじめ、町民のかたが安心して暮らしをできるように期待しております。

このまま次の質問に入らせていただいてもよろしいでしょうか。

3. 定住促進対策・生活環境整備について。

定住促進につながる地域活性化の問題でも、特に札苅からみそぎ浜の国道228号線沿線の開発に対する行政の積極的なアプローチが見えません。

例えば、みそぎ浜の信号機設置はいさりび団地や病院の福祉的環境、そして観光客や定住者の安全環境整備の点からも一刻も早いアクションが必要だと考えております。

また、木古内町は交流人口の拡大を通じて農業、商業、観光などの地域振興を図り、定住促進につなげようとしているかもしれませんが、行政は交流人口の拡大と定住促進はイコールだと勘違いされているような気がします。私は、「住める町木古内」を目指すうえで、いま現在木古内町に住まわれている町民の満足度を上げる方策が人口減少を食い止める方策なのだと思えます。

そこで私は、どうすれば町民の満足度を上げることができるのかを真剣に考え、評論家のような言葉ではなく実行力をもって行政運営にあたらなければならないと考えており、いま以上に定住促進の強化をすべきだと思います。

町長の考えを伺います。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 定住促進対策・生活環境整備についてのお尋ねでございますが、みそぎ浜に信号機を新設する場合は、道路の両側に歩道を設置するなどして、歩行者が安全に横断待ちできる場所を確保することが必要な条件となっております。

現在は、片側より歩道が設置されておりません。そのほかにも、歩行者の横断が多いこと、交通事故が多発していることなど、設置の必要性が高い場所であるかどうか、この実績で判断されますので、現状では信号機新設の要望をいたしても設置は難しい状況にあります。

次に、町民の満足度の向上でございますが、お尋ねのとおり、定住化のために大変重要であると認識をしております。また、その方策につきましては、「生活環境の向上や、住みや

すいまちづくり」であると考えております。

現在行っている施策は、生活インフラでは、下水道整備、公営住宅の整備などを進めており、子育ての分野では、学校給食費の無料化、乳幼児医療費助成の拡充などを実施し、また、高齢者の分野では、除雪サービス事業や医療機関等送迎バス運行事業などを行っており、そのほかの分野でも、様々な事業に取り組んでいるところでございます。

また、今後につきましても、庁舎内に組織おります木古内町人口減少対策検討会議や、年度内に策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略において、定住化に有効な施策を検討してまいりたいと考えております。

**○議長(又地信也君)** 8番 鈴木慎也さん。

**○8番(鈴木慎也君)** みそぎ浜前の信号機に関しては、一応私のほうとしましても把握してございました。もちろん道道・国道に関しましては、その信号機のスペースだけではなくて、なかなか非常に高いハードルであるということは、私も理解してございます。

その中で、実績が必要になると。こちらは、非常にこの実績の部分が一番高い私は、ハードルだと思ってございます。これから町の方向性として、みそぎを中心とした観光を目指すわけでございます。そうなりますと、やはりあの国道を渡る観光客のお客が増える。そして、目の前に先ほども説明させていただきましたが、いさりび団地の皆様。窓から海が綺麗に見える団地なのです。ですが、足が不自由になってきたりして、本当は海には行って、道路を渡って海に行って散歩をしたりしたいと。一応そういうところも含めて、非常に道道・国道、そしてその実績が必要だという非常に難しい件であるというのは私も理解してございますが、事故・死人が出てからでは遅いというのは町長も理解してくださると思ってございますので、どうかこちらのほうのアクションをすぐに行動するというのは難しいかもしれませんが、町民、そして観光客のかたの命がかかってくる信号機だと私は思っております。

あと、定住化の件ですけれども、いろいろな事業をやられており、生活環境については満足している住民・移住者のかたもいらっしゃるかと私は聞いております。ただ、移住者の中で「木古内町に移り住むまでは親切だったけれども、移り住んでからは何もないのだ」と。例えば、防災無線に関しましてでも、こちらは取り付け忘れがあったりとか、非常に。「北海道に住みたい、木古内に来て安心な暮らしをしたい」とそう思って移住してくるわけでございますので、まずやることは事業よりも実際に移住してきたかたのいまの声を聞いて、その声を次また木古内に来てもらって住んでもらえるように活かすべきだと私は思っております。ですので、移住してきて住んでいるかたの声を聞くアンケートの実施、みそぎ浜に関しては、非常に高いハードルがあるというのはわかるのですけれども、そこも町民と観光客の命がかかっているとそういう部分で私の質問とさせていただきます。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 鈴木議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、信号機でございますが、これはこれから北海道新幹線の開業後になると思っておりますが、みそぎ浜を訪れて横断するかたが、そしてまた観光客を含め、住民のかたも多くなるということが予想されます。こういった状況を踏まえまして、歩道の整備も必要になってきますので、歩道の整備を合わせて十分検討し、信号機の新設について、要望するかどうかという判断をしてみたいと。現状では、実績をどうしても問われますので、難しいということになっております。そこで、こういった実績が本当に生まれるかどうか。北海道新幹線開業前

後、こういったものの実績をしっかりと伝えられるかどうか。この辺が鍵になるかと思いますので、歩道の整備とともに検討してまいりたいと考えております。

また、定住促進でございますが、鈴木議員のおっしゃるとおりだと私も思います。実際に住んでくださったかた、このかたとの意見交換によって、木古内町がどこが素晴らしいのか、どこが欠点なのか、こういったことを話し合うことは大事かと思えます。これは、早急に取り組みたいと思っております。

○議長(又地信也君) 8番 鈴木慎也さん。

○8番(鈴木慎也君) これから検討・精査していただけるということでもありますから、きょうはそれ以上の質問の件に関しましてはいたしません。私は、議員という職務をいただいたからには、木古内の未来のために一生懸命働かせていただきたいということをお誓いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長(又地信也君) 鈴木慎也さんの一般質問が終わりました。

12時5分前でありますけれども、ここで昼食のため、午後1時まで暫時、休憩をいたします。

**休憩**            **午前11時54分**  
**再開**            **午後 1時00分**

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

2番 新井田昭男さん。

○2番(新井田昭男君) 議席番号2番 新井田昭男です。

平成27年第2回町議会定例会において、一般質問をさせていただきます。

質問は1問で、人口減における行政サービスや公共施設のあり方についてであります。

北海道新幹線事業着手から11年を迎え、来年の3月の新幹線開業を目指し、駅前を主体としたインフラ整備工事が急ピッチで進んでいる中、去る6月2日北海道知事の高橋はるみ氏や関係者の出席をいただき、駅前の特設会場にてカウントダウンボード除幕式が行われました。

今後、新幹線開業に向け、町内での様々な開業記念事業が開催されることになっております。行政サイドでは、新幹線開業に向け、町民とともに気運を高めようとする思いは感じますが、町民の皆さんとの温度差を感じているところです。行政サイドにおいては、新幹線開業に向けさらなるレベルアップを期待したいものです。

さて、昨年12月19日に当議場を会場とし、木古内町議会議員研修会を開催しました。講師に北海道大学公共政策大学院 連携研究部特任教授 小磯修二氏をお招きし、「地方が輝くために・・・人口減少の時代に向き合う・・・」をテーマに行政関係者、議会、そして町民の皆様も参加をし講演をいただきました。

その中で、人口減の現実を重視し行政サービスの縮小などについて、議論をはじめめる必要性を指摘しています。また、道内では17年前から人口減が続いているとし、税収減などで公共施設の維持が困難になるため、我が町では町民1人当たりの公共施設面積を半減しないと収支の均衡が保てないとの試算を示し「行政サービスをどこまで縮小できるのか、何を優先するのか、議論をはじめめる必要性がある」との助言をいただいております。

そこで、改めて次のことについてお尋ねいたします。

①人口減に関することは、様々な観点、視点から議論されておりますが、我が町の今後を

見据えたとき、歯止めをかける特効薬はありますか。無いとするならば、行政サービスの縮小を視野に入れなければならないことは明白であり、町民に対する行政サービスをどこまでの縮小を考えていますか。また何を優先しますか。

②我が町の今後を見据え、人口減に伴う公共施設のあり方を考えた時、税収減などにより維持管理が困難であるとの見解を示していますが、公共施設の運用について行政側の考えはありますか。

この2点について、町長の見解をお伺いします。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 2番 新井田昭男議員のお尋ねにお答えをいたします。

人口減少における行政サービスや公共施設のあり方についてのお尋ねでございますが、人口減少に関しては、全国的な課題であり、当町ではこれまで様々な取り組みを行ってきているところでございます。

今後、市内に組織している木古内町人口減少対策検討会議や、年度内に策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略において、人口減少に関する施策を検討、策定するとともに、健全な財政運営を継続してまいります。

また、現時点で行政サービスの縮小を積極的に検討する考えはなく、現在進めております第6次振興計画をはじめとする、まちづくりに関する全ての計画の実現を目指し、住民サービスの向上に取り組んでまいります。

次に、公共施設の運営につきましては、当町では、財政健全化計画に基づいた経費削減により、公共施設においても、各町内会館の管理委託料の引き下げを行うなど、住民の皆様のご協力をお願いしてまいりました。

また、今年度は水洗化されていなかった公共施設において、簡易な水洗化工事を行い、さらに、今年度から2か年の計画で釜谷生活改善センターの移転改築を行う予定としており、引き続き住民サービスの向上に努めていく考えでございます。

一方、公共施設の運用につきましては、現在、国から平成28年度までに公共施設等の総合管理計画を作成するよう要請されております。

この公共施設等総合管理計画では、町が所有する全ての公共施設等を対象に、10年以上の長期に渡る耐震化、長寿命化、統廃合を含めた総合的、かつ計画的な管理と、それを実現するための体制に関する方針を示すもので、計画作成時には、今後の行政サービス水準や、民間活力の活用、自治体枠を超えた広域的な連携等についてを検討し、計画期間における公共施設等の数や、延べ床面積等の具体的な数値目標を設定のうえ、議会や住民と情報共有することで、より実効性の高い計画を目指すことになっております。

また、この計画は、地方公会計で整備する固定資産台帳と連動することが望ましいとしており、今年度に町所有の固定資産台帳を整備し、台帳を基に平成28年度中に計画を作成する予定としております。

今後の人口動向次第では、施設の統廃合を検討しなければならないその時期が来ることが予想されますが、現時点では現状の施設数の維持が適切であると考えております。

**○議長(又地信也君)** 2番 新井田昭男さん。

**○2番(新井田昭男君)** いま、大森町長から縷々ご説明をいただきました。本来ですとこういふ質問は極力個人的には避けたいと。先ほどから午前中から同僚議員から人口減に関する



内容をいろいろ申し合わせておりますが、そういう意味では私の質問は、ある意味では「行政サービスを縮小しなければいけないよね、今後の見方で」。あるいは、「本来ならばこういうことはしたくないけれども、公共の施設もやはりいろんな形で考えていかなければならないですよ」といういわゆる同僚議員と相反している質問となっている部分もあります。

しかしながら実態は、この2040年問題の多くを含めて、同僚議員からもおっしゃられたように、今後我が町では2,300人程度の40年に関する人口の推移になるのだと。なお且つ、専門家ではやはり2040年までいわゆる若年女性が5割も減ってくると。そうなったら、やはり新聞何かで取りいただいておりますけれども、いわゆる消滅都市ですとかこういう問題があるのだと。極論を言えば、こういう言葉に我が木古内も入っているのだというような実態があるわけです。いずれにしても、この人口減に関するいろんな先ほども申し上げましたけれども、いろんな委員会を立ち上げ、我々もいろんな角度で提案を申し上げ、いろんなことをしております。しかしながら、やはり行政の抜本的な部分も含めて、なかなか良い処方箋がないのは事実であります。そういう中で、今後やはり必ず来るものであるわけですね。例えば、いまの町長がおっしゃったように、そういう委員会を立ち上げて実態を把握して、28年度までに一応、国の方針に沿った形でいろんな調査をします。そういう中で、いわゆる公共施設に関してはどうだこうだということをやるといふことは、いままさにそうだと思います。それは、私はもう別にももちろんそうだと思いますし。ただ、いまいま先を見据えた状況の中でいけば、やはり我が町としてお国がどうだとか道がどうだとかということではなくて、先ほど午前中にも同僚議員から言われたように、我が町としてのそういう方向性。これをやはりきちんとメリハリを持ってやっていくべきことだと思います。それは、どんなことに対しても同じことは言えると思うのですけれども、決してあとを振り返ることではないのですけれども、前を見た段階ではこういう問題は必ずくるのだとそういう認識の中で、やはり行政としてもどういう具体的な対応。具体的な対応というよりも、そういう今後方向性をきちんと示して行くと。なお且つ、住民における行政サービスもきちんと真剣に考えて、住民の皆さんにやはりお示ししていかなければならない。そうでないと、場当たりに「こうだ、ああだ」と言って、「税制も税収入も少ないから、いきなり皆さんにはちょっといろんなサービスは提供できません」ということではなくて、やはり段階を踏んで、そういう行政サービスの見直しをかけていくと。そういう方向性をやはりしていくべきかなと思うのです。

ただ、10年先がもちろんそういう見えている部分もありますけれども、どうなるかという部分もあるけれども、概ねどうでしょうか。有識者の見方もそうですし、そんな大差はないのではないかと思います。そういう中で10年先、我々がいないからいいのだとかそういうことではなくて、いまからやはり10年先を見据えた長中期的な感覚をきちんと見据えた中で、いわゆる住民サービス、あるいは公共の施設のあり方をきちんと考慮すべきかなと思うのです。やはり専門、有識者はいま言ったように、公共施設の私先ほど「半減」という言葉をちょっと使いましたけれども、具体的に言いますと町民1人あたり約10.5㎡くらいですよ。そうすると、2mと5mくらいの大きさしかないのですね。ですから、半分ということになると、相当なやはりサービスも含め、公共施設のあり方というのは問われて当然だと思いますが。

ですから、再度確認いたしますけれども、いろんな今後「28年にどうだ」という部分はありますけれども、今後の展開をきちんと行政はこういう機会を持ってどう考えていくのだろう。そして、この実態を住民の皆さんにどう示していくのだろうということをもう1回ちょっ

とお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 本来、私どもの仕事は、最低でも10年先を見据えたまちづくりというのが、私自身は本来の姿だと思っております。しかし、こう時代の流れが速く、変化が大きいこういう時代においては、まず5年先を見るのも非常に厳しい時代に入っていると思います。そうはいうものの、最低でも5年先を見据え、そしてまた実効性のある施策の展開はせいぜい3年くらいが見通せるその時期ではないかと思っております。その中で、公共施設のあり方につきましては、国の求めている公共施設等総合管理計画の策定というのがこの2年間の間に実施されますので、その中で公共施設のあり方についてはお示しができるかと思っております。できるだけ諸般の事情を加味しながら、できるだけ長いスパンで物事を考えようと努力はしたいと思っております。

しかし、行政サービスということになりますと、現在の施設をどのように変化させていくか。このところは現時点では、縮小するという考えは全くなく、これまでどおり皆さんの要望に応えられるサービスに努めて行きたいと考えております。

**○議長(又地信也君)** 2番 新井田昭男さん。

**○2番(新井田昭男君)** やはりどうでしょう。この1週間、一般質問の議題をお預けしたのですけれども、そういう中ではあまり良い前向きな答弁が得られていないということのように感じております。私はやはり、これが良いとか悪いとかということではなくて、現実を先を見据えた中では、必ずいつかはこんな状況になってくるのだということは、おそらくご理解はしていただいているとは思っております。

そういう中でもう1点ちょっとお尋ねしたいのは、町長のほうから「いま何も考えていないのだ」というようなこともちょっと言われましたけれども、その施設のあり方については、例えば学校関係とかはどうでしょうか。いま当然少子高齢化の中で、非常に子どもさんも含めて少なくなっていくと。そういう中で、これは公共施設というようなわけでもないのでしょうか、例えば保育園ですよね。保育園との複合、あるいは近隣他町村のそういう施設と連携。こういう部分もある程度視野に入れなければならないのかなというふうに私は個人的には感じております。そういう部分を町長サイドでどういうふうにとちょっと考えているか、合わせてちょっと参考にしたいのですけれども、答弁をお願いします。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** まず、広域的な件につきましては先ほどお話ししておりますが、施設の公共施設等の総合管理計画の中では、広域的なことも必要性があるというふうに、先ほど説明をしたところではございます。

また、何も考えていないということではなく、もう少し細かくお話ししますと、この公共施設等総合管理計画の内容につきまして、もう少し踏み込んでお話をいたします。

一つ目は、所有している施設等の現状ということで、施設は老朽化していないだろうかとか、あるいは防災上問題ないのかと。さらには、利用状況はどうなのかと。そして、総人口に占める年代別の人口について、今後の見通しはどうなのだと。さらに、公共施設等の維持管理・更新等に係わる中長期的な経費、これらの経費に充当な財源は見込んでいるのですかと。こういったことが現状として調査をすることになります。

次に、施設全体の管理に関する基本的な方針では、計画の期間というのは10年以上と、施

設については10年以上ですと。全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有、こういったことをしてくださいと。また、公共施設等の管理に関する基本的な方針としましては、長寿命化を原則として統廃合などを推進をしてくださいと。さらには、計画の進捗状況や評価に関する公表をしましょうと、こういうことです。

また、計画作成に係る財政の支援については、特別交付税で2分の1国が負担をしますと。などなど、まだ詳細にお話をするとたくさんございますが、こうしたことをとおして、しっかりと2年間で計画を立てて、皆様と情報共有するということを進めてまいりたいと考えております。

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男さん。

○2番(新井田昭男君) 町長、どうも本当にありがとうございました。いまそういう内容を具体的にちょっと示していただいたことに非常に。やはりそういうふうに具体的にちょっと中身を言っていたら、まさにそのとおりだと思いますし、ただ最後にちょっと言いたいのですけれども、そういうことも含めてやはり我が町としてのそういう方向性をプラスアルファという形の中で、今後はやはり、公共施設あるいは住民のサービスに関しての取り組みをしっかりとやっていただきたいということで質問を終わります。

○議長(又地信也君) 一般質問を続けます。

次に、5番 相澤 巧さん。

○5番(相澤 巧君) 5番 相澤 巧です。一般質問をさせていただきます。

国民健康保険税の引き下げについて。消費税の増税により町民の生活は苦しくなる中、「国民健康保険税が高くて大変」との声をよく聞きます。国民健康保険税を支払うために生活を切りつめるという切実な思いが感じられるところです。

当町の国民健康保険特別会計は、ほかの自治体では累積の赤字が膨らんで大変なところも多々あるようですが、黒字を続けており、これは職員の皆さんの努力の賜物と考えております。今年度の予算を見ますと、国からの保険基盤安定繰入金金の軽減分で2,664万円、支援分で617万円が交付されます。また、歳出の方で予備費が前年の2倍の額となっています。支援分と予備費の増加分で1,391万円となります。国民健康保険税所得割の税率の引き下げが検討できないものか町長の見解を伺います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 5番、相澤 巧議員のお尋ねにお答えをいたします。

国民健康保険税についてのお尋ねでございますが、今年度の国の税制改正におきまして、国保税の課税限度額の引き上げと、応益割の軽減対象者の判定基準、この引き上げが行なわれておりますが、当町では軽減対象者の判定基準の引き上げのみを行っており、試算では、これまで軽減対象でなかった世帯から2割軽減となる世帯が13世帯で26人、また2割軽減から5割軽減へ軽減割合が上がる世帯が5世帯で10人という結果が出ており、低所得者の一部において負担軽減が図られております。

お尋ねの国保税所得割の税率の引き下げにつきましては、保険基盤安定繰入金金の支援分については、軽減対象者の人数に応じて国保税額の一定割合を補てんする制度でありますことから、繰入金金の4分の1は、当町の一般財源で負担をしております。

また、2倍となったとご指摘のとおり予備費の増加分は、前年度予算で共同事業交付金が共同事業拠出金を約772万円下回ってございましたが、今年度は約607万円上回ったことから、

予備費が多く計上されたもので、いずれも国保税の税率を引き下げる要因となるものではないかと見られます。

一方、今年度、北海道国保連合会が実施する「国民健康保険料(税)賦課支援事業」により、当町の国保税算定についての分析を実施する予定でありますので、実施後の結果をもとに、税率の改定が必要かどうかを検討してまいります。

○議長(又地信也君) 5番 相澤 巧さん。

○5番(相澤 巧君) 軽減分が2割、5割の世帯に振り分けられるようなお話ですが、国民健康保険税についてと町道民税について、私のほうで試算してみました。月収25万円、40代夫婦、高校生・中学生の4人家族がいる場合、ちょうどこの軽減の対象から外される扱いになります。そうすれば、国保税は1期分で約4万2,000円、これを9期。町道民税は1期分、1万3,000円、これを4期に分けて支払うような扱いになります。このほかに家賃の支払いと、この家族には出てくることになります。そうすれば、月に支払う分が4割にもなるということが考えられます。本当にこのかたの場合を考えますと、何の軽減も受けることができません。ちょうどその2割、5割軽減ですか、その外れた部分の方々です。これについて、町長の見解をお願いします。

○議長(又地信也君) 税務課長。

○税務課長(高橋和夫君) いま、試算の内容で説明をされておりました。同じ内容で試算させていただきましたところ、先ほど5割、2割軽減の対象にならないというまずお話でしたが、この世帯につきましては、2割軽減ということになります。その判定基準が所得で192万円以下であれば、その2割軽減の対象ということになります。このかたは収入で300万円。その課税標準額が159万円ということで、軽減が2割の対象のかたということで、均等割りと同様でそれぞれ減額になって賦課をされるということになります。いまの試算の内容は、そういう形になります。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) いまの試算の内容につきましては、私どもの担当のほうで積算したものでございますが、考え方としまして軽減の対象から外れる世帯というのは、これはどこかで線を引くわけですから、どうしてもそういったところの世帯は出てくる可能性があります。ですから、これは必ずどこかで線を引くということになりますと、やむを得ないケースかと思っております。

○議長(又地信也君) 5番 相澤 巧さん。

○5番(相澤 巧君) 2割軽減の対象になるということですので、試算家庭の状況がちょっとまずかったのかなとも考えます。できるだけそういう形で、軽減できるような形が取ればありがたいなと思います。

次に移ります。高校生の通学補助金について。

いま、子育て支援、人口減対策としていろいろな施策が行われています。

高校の通学助成の部分では、4月1日時点で知内高校に通う生徒が49人、函館へ進学した生徒が43人とのことです。そのうち、知内高校に通う場合、当町の補助金及び知内町の補助金があり、通学費は無料となっています。函館へ通う生徒は列車だけの分で年間約14万円、ほかに市内の電車、バス代が必要となります。

今年度の予算書では、通学補助金は301万円となっています。当町には平成22年3月1日訓

令第24号で、指定校通学支援要綱があり、その第1条には指定校（知内高校、福島商業高校）だそうです。に通う生徒の保護者に助成するとあります。この訓令の成立した経緯は、だいたいのところ承知しておりますが、いまこの生徒達。知内に通う生徒、函館に通う生徒に補助するという事は、これからの木古内町にとって必ず良い結果をもたらすものと私は考えております。指定校通学支援要綱の改正の考えはないでしょうか、町長。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 高校生の通学補助金につきましては、平成22年度から木古内高校募集停止に伴い、木古内高校へ進学することができなくなった。こうした生徒を対象に、近隣自治体の高校へ進学する生徒の保護者へ通学費用の補助を行うこととし、現在も継続しているところでございます。

補助対象高校の選定にあたりましては、どの地域までを対象とするかの検討が行われておりますが、その指定基準を「学校経営規模、学力値、通学の距離が同程度であるか」、また、当町からの通学者に対し「入学する高校の自治体からも支援措置があるか」を条件として定めており、結果として、知内高校と福島商業高校が基準を満たし、指定することといたしました。

また、指定した2校以外の高校へ進学する生徒につきましては、木古内高校が存続した場合でも、本人の意志でその高校を選択したと考えられますので、補助の対象としておりません。

これは現在も、おおよそ半分のかたが知内高校を選択しておりません。私が高校の時も半分は、函館方面に行っておりました。いまも昔も比率は変わっておりません。それは、自らが選んで行っているわけでございます。しかし、木古内高校に行きたかったかたが行けないという状況には、負担はさせられないという趣旨でございます。その基本的な考えは、現在も変わっておりません。したがって、木古内高校閉校に伴う通学補助制度の趣旨といたしましては、指定した2校に限定するもので改正の考えはございません。

○議長(又地信也君) 5番 相澤 巧さん。

○5番(相澤 巧君) 町長のおっしゃる趣旨はわからないわけでもないですけども、知内町に通う生徒が支援があって、函館に通う生徒には支援がない。やはりおかしいと思うのですよ。自分で進んで行ったのだから、そっちに向かって行ったのだから、それは支援の対象外になって当然だろうというような聞こえ方がしました。これではあんまりでないでしょうか。知内に通う生徒も函館に通う生徒も将来に希望を持って、それぞれの高校に通っているわけですから、支援して当然かと思えます。もし改正ができないのであれば、この函館方面に通う生徒に別枠で手立てをするという考え方もできるのではないかと思うのですが、町長どうでしょう。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) これまでは、平成21年度までは高校生に対する通学補助というのはございませんでした。改めて木古内高校が閉校するという事で、これまで通学費のかからなかった生徒が金額でいきますと、函館までのJRの定期代より知内へのバス賃のほうが大きいのですよ。意外でしょうけれども。この負担を生徒の保護者に負担をさせるということは、高校がなくなった以上させられないということで、その当時住民のかたを交えて意見交換をした中で、こういう方針が示され、議会の承認をいただいて今日に至っております。

例えば、その制度を広げるということになりますと、通学助成という意味合いをちょっと飛び越えまして、木古内で独自の少子化対策だとか、あるいは国の高校無償化策を追加して町がやると。支援策をやるとかこういう意味合いになってくるのだと思います。ただ、当時もそうなのですが、限られた財政の中でどうやって町の財政を見ながら支援していくかということも随分検討課題に上っております、いまでも緩やかに財政運営は良くなっておりますが、将来を見た場合に本当にそのことが優先順位が高いかということ、これもまた大きな負担が伴って。単発ではありませんので、単年度では終わる事業ではないので、継続して行っていくということは、町にとって大きな負担になってまいりますので、慎重に判断をしなければならないと思います。例えば、年間1人いまの実績何かを考えますと、20万円くらいかかりますかね。20万円かかって生徒の数が40数人おりますから、だいたい900万円くらいと。10年間で9,000万円と。こういう数字になってまいりますので、これは安易に枠を広げることではなくて、子育て支援とか、あるいは様々なものの優先順位とかバランス。こういったものを考えて、検討していかなければならないのだと思います。そういった意味で、現時点で補助の対象枠を広げるといふ考えはないということをご理解いただきたいと思ます。

○議長(又地信也君) 5番 相澤 巧さん。

○5番(相澤 巧君) 一応ここ3年の分、知内町に通う生徒達に助成した分の実績を出していただきました。それで、1人あたりで考えますと、平成24年が82万8,731円、これを28人。それから、25年度が104万4,151円を41人、それから、26年度が181万1,410円、これを53人ということでした。これをそれぞれ人数割りにしていけば、1人あたり24年度で2万9,000円ちょっと、25年度で2万5,000円ちょっと、26年度で3万4,000円ちょっとという形です。この程度で良いということでもないです。全部が全部支援してということではなく、この程度からはじめてもいいのではないかと私は考えております。その辺どうでしょう。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま議員の試算は知内町に通学している生徒の保護者に対する町の支援額であります。知内町は現在、4分の3を負担していただいておりますので、当町は4分の1と。これはいま、議員がお話された数字かと思ます。福島町になりますと、全額福島町が負担するということになっておりますので、当町の負担はないわけですが、これを2校以外の学校に通っている生徒の保護者にも4分の1くらいはどうだというお尋ねに聞きましたが、これはこの通学支援の当初閉校時の趣旨とは全く離れるものでございます。

したがいまして、この制度の中でそのような運用はするべきではないと思っております。先ほども触れましたが、新たな子育て支援ですとか、様々なことの中で検討はできるのではないかと思っておりますが、現在はその意思はございません。

○議長(又地信也君) 3回目の質問が終わりましたので、相澤 巧さんの一般質問を終了いたします。

一般質問を続けます。最後になります。

3番 平野武志さん。

○3番(平野武志君) 5番から3番になりました、平野武志です。すみません、まだ慣れないものですから。このとおり自分の議席番号もちょっと忘れてしまっていて変わってしまったとい

うことで、改選後はじめての議会ということで、一般質問を通告したわけでございますが、私自身は2期目ということもありまして、1期目の反省を活かしてできるだけ言葉数少ない中で、わかりやすい質問に努めていきたいと考えております。町長におかれましては、いままでどおり歯切れが良い、且つ前向きな答弁を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

一つ目の項目といたしまして、ふるさと木古内サポーター制度の導入についてでございます。

木古内町は2016年3月に北海道新幹線駅が開業するという一世一代のチャンスが到来いたします。しかし、開業後の経済効果に対する不安や人口減少問題など、数々多くの問題もございます。

木古内町出身者や木古内町に関わりのある方々に町外から「まちづくり」を応援していただくという趣旨で表題の制度を提案します。既に同様の観点から札幌木古内会や東京木古内会の取り組みは進められておりますが、現状の取り組みについては、交流が主な活動だと把握しています。全国に会員を広げ、内容についても精査し取り組むことにより、町の知名度の向上や地域の活性化が図られると思います。読みませんが下のほうに記といたしまして、制度の提案の概要を記載しておりますので、そのことを踏まえた中で、町長の考えをお聞かせください。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 3番、平野武志議員のお尋ねにお答えいたします。

サポーター制度の導入についてのお尋ねでございますが、現在、ふるさと木古内の応援をしてくださる組織には、札幌木古内会や東京木古内会がございます。両会では、交流を通してふるさと納税、あるいは企業誘致等の情報提供、さらに木古内町のPRについてもお願いをするなど様々なサポーター役を担っていただいております。

また、姉妹都市鶴岡市の木古内を訪ねる会の皆様方は、両木古内会の皆様方と遜色のない強力な応援団と認識をし、永年にわたり親密な交流を続けているところでもございます。

さらに、本年2月に木古内町観光大使にご就任をいただいた奥田政行シェフにつきましては、ご本人の行動エリアには常にマスコミが同行しており、全国区でのサポーターとしての最高のご活躍をいただいていると認識しております。

こうしたことなどから、お尋ねにあります議員提案のサポーター制度につきましては、木古内町にゆかりのあるかたを中心に、組み立てていくことが大切ではないかと考えております。

これは、木古内町を知らないかたの参加に多少の不安を感じていること、こういう世の中ですから、犯罪などのリスクを懸念するこういったことも合わせて、様々な心配事を解消していかなければなりません。

したがって、ほかでの取り組み、他自治体での取り組み。あるいは、具体的な内容ですとか実施状況、効果などこれらの把握のために、調査・研究を行い、その上で制度導入の可能性を判断してまいりたいと考えております。

**○議長(又地信也君)** 3番 平野武志さん。

**○3番(平野武志君)** ただいま町長の答弁をお聞きしますと、このサポーター制度。いわゆる、現在も札幌木古内会、東京木古内会の方々をはじめ鶴岡の方々はじめ、木古内町に対し

て大きな知名度の向上であったり、それ以外の部分についても協力をいただいて、力添えをしていただいているという観点からいくと、当然このサポーター制度が必要な可能性もあるというふうに理解しました。その中で、全然木古内にゆかりのない人が入る部分についての心配もあるということも理解しました。その中で、「調査・研究し、進めていただく」ということでございますので、私自身はもう1点だけ付け加えますと、札幌木古内会、東京木古内会という観点。素晴らしく木古内町のサポーターになっていただいているという思いがあるにも係わらず、なぜ東京だけなのか、なぜ札幌だけなのか。全国幅広く木古内町にゆかりのあるかたが行っているわけですから、その方達もそのように木古内を応援したいという考えのかたたくさんお持ちですので、全然知らない人を入れるかどうかという部分についてはおいておきまして、そういう方々に木古内の応援をしていただくという制度を当然ながら作っていただくべきだと。その調査についても前向きに進めてほしいなというふうに思います。

調査について、今後進めていただくということですが、その結果どの時期にその調査をして、どの時期までにその調査結果のご返答をいただけるのかという部分をお聞きいたします。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 判断につきましては、事業化ということを考えますと、新年度の予算編成前に結論を出さなければなりませんので、秋頃ということが一つの目途になると思います。

**○議長(又地信也君)** 3番 平野武志さん。

**○3番(平野武志君)** ご回答ありがとうございます。秋頃までにそのような進めの進捗をお伺いするということですので。北海道の中にも、安平町、鷹栖町等でふるさとのサポーター制度を既に実施している町がありますので、ぜひ北海道のみならず、全国幅広くそのような制度を既に実行しているところを参考にして、前向きに進めてほしいと思います。1項目目の質問を終わります。

続いて、2項目目に入らせていただきます。

完全分煙化に向けた公共施設整備についてでございます。

役場をはじめ、公民館や国保病院など全ての公共施設の屋内では禁煙となっております。健康増進法でも記されているように、受動喫煙を防止するためには必ず必要だと思います。

しかしながら、施設内全面禁煙の影響で職員や来客者の敷地外喫煙による景観の悪化や、出入り口付近での喫煙による受動喫煙などの悪影響が出ていることも事実です。また、タバコの喫煙は法律違反でもなく、木古内町にとってもたばこ税の歳入は財政に大きく影響もしております。決算額については、括弧内記載のとおりでございます。

喫煙者のマナーを順守させ、今後のたばこ税を確保するためにも「たばこを吸う人にも、吸わない人にも優しい町木古内」を目指し、完全分煙化の設備を整えるべきだと考えます。

町長の考えをお聞かせください。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 完全分煙化に向けた公共施設の整備についてのお尋ねでございますが、役場庁舎内の全面禁煙につきましては、受動喫煙を防止する目的から、平成25年度の庁舎内の衛生委員会におきまして、平成26年4月1日から3階フロアにあるベランダを屋外喫煙場所として実施しております。合わせて、公用車の全面禁煙も実施したところでございます。



また、教育委員会、健康管理センター、国民健康保険病院などでは、平成26年度以前から全面禁煙を実施しております。

健康増進法の趣旨は、「国民が生涯にわたって自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。」と規定しており、喫煙を奨励しているものではありません。加えて、分煙化の推進ではなくて、全面禁煙に努めるというのが法の趣旨でございます。そう考えますと町としては、たばこ税の収入を見込んではおりますが、町民の皆様の健康増進を第一と考え、法の趣旨を尊重しますと、「たばこを吸う人にも、吸わない人にも優しい町」を目指すということは難しく、分煙に向けた設備の整備というのは難しいと言えます。

一方で、喫煙者の「吸う権利」もございますので、公共施設とはいえ、全面禁煙を求めることにもまた難しさがあります。

したがって、職員はもとより、庁舎に訪れる来庁者の方々に対してお知らせをするなど、喫煙する場合でもルール、あるいはモラルの徹底を図り、喫煙場所につきましても、これまでどおりとする考えでございます。

**○議長(又地信也君)** 3番 平野武志さん。

**○3番(平野武志君)** 町長の答弁につきましては、理解と言いますか了解と言いますか、話す内容についてはわかりました。

健康増進法にも記されている旨が、「いわゆる庁舎内では全面禁煙を推奨する話だ」と。しかしながら、タバコを吸う権利の人のそれを罰点にするあれもないと。非常に難しいところですね。実は私もタバコを吸う1人として、当然いまの世の中ですから、いまの法からいきましても、どこに行ってもタバコを吸う場所がなく、大変困ることも多いです。町長におかれましても、タバコを吸われるわけですから、そのようにお困りの部分が多々あったのかなと思います、いままでにつきましても。ただ、この健康法の観点からいきますと、「受動喫煙を絶対許してはならない」という部分ですよね。その中で、いまの現在の吸う場所を変える必要がないと。これちょっと矛盾してしまっていて、いま庁舎内の3階の外だからいいだろう、公民館の横スポーツセンターの出入口のところですけども、外だからいいだろうということでは済まされないのですね。受動喫煙を絶対避けるためには、分煙化と言いますか確実に出入口付近、あるいは3階に上がって来た方々の受動喫煙を防がなければならないのです。そのことを徹底するためには、いまの場所でいまの状況のままでは良いわけがないのは町長もわかると思います。ですので、では「完全に禁煙にしてしまうのかということもできない」ともおっしゃっています。

では、どうするのだという極論なのですね。ですので私は、いま現在3階。実は2年前、3年前でしょうか、お名前を出して申し訳ないのですけれども、病院事業者管理者がはじめてこの3階の定例会に来る時に、3階に上がった瞬間に、「環境悪いね」というようなお言葉をいただいたことがあります。我々タバコ吸う人間にとっては、タバコの煙が苦にならないのですけれども、本当にタバコを吸わない人にとっては、我々は分煙しているつもりでも間違いなく煙がこちらにきて受動喫煙されているのですね。ですのでまずは、受動喫煙の現状を調査することが必要だと思うのです。それで、ちょっと調べたのですけれども、タバコを販売しているJTという会社があるのですけれども、そのJTで実は分煙環境の作り方、あるいは分煙に対してのコンサルティング活動というのをやっているのです。こちら相談については、各官公庁の施設でしたりいろんな飲食店の施設だったり、無償でまず相談する・調査

をできるということがありますので、こちらに相談して現在の環境がどうなのだというところを調べることをまずご提案いたします。その上で、受動喫煙を確実にゼロにできるのかどうかわかりませんが、調査を基に、せめていまの喫煙場を扉をいま一枚なのですけれども、二重・三重にすれば受動喫煙が防げるのか。防ぐようにその扉を多重化にするのか、あるいはスポーツセンターの前も、あそこ子ども達が入り出すそのすぐ横で吸っているのです。そこしか吸うところがないですから、タバコを吸う人にとってはそこに行き行って吸うのですけれども、ルール上良いということで行くのですけれども。間違いなく入り出す、子どもばかりではないのですけれども、子ども達に受動喫煙されている環境だと思います。その環境をそのままが良いということは、いまの町長の答弁の観点からいっても、これはちょっと間違いではないのかなと思いますので、いまの環境についてのこれからの調査。または、いまの環境についての改善点の部分を、もう一度町長のほうからお答えいただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 様々な調査ということに踏み込んでまいりますと、法の下では分煙すら法律違反ということになりますので、庁舎内ではあるいは公共施設内では、一切タバコを吸ってはいけないという結論になると思います。これは、法律です。そこまでやらないで「吸う人の権利を認めましょう」ということで、ある場所を利用しているということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志さん。

○3番(平野武志君) わかりました。そのような調査をする、いわゆるグレーゾーンで展開しているということだと思います。しかしながら私自身、実際タバコを吸って吸わない人に迷惑をかけて、都合が悪い思いをしてまで吸っているわけなのですけれども、そこを私も正当化して話すと吸われない状況になるわけです。やはり、タバコを吸うのは最初にも申したとおり、法律違反ではないわけですから、きちんとしたルールの基、吸いたいと考えておりますので、そのような観点からいま調査をしたりすることは、町長の口から「することはしない」ということで、結論をいただきましたので、せめて思いやりのタバコを吸う人は吸わない人の思いやりの観点から、もう少し煙がいかないような考えを持っていただきたいと。

このことについては今後も提案してまいりたいと思いますので、きょうについてはそのような答弁で理解しました。終わります。

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

2時15分まで、休憩いたします。

休憩	午後2時05分
再開	午後2時15分

## 報告第1号 平成26年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第8 報告第1号 平成26年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費についてを議題

といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

**○副町長(大野 泰君)** それでは、報告第1号をお開き願います。

ただいま上程となりました、報告第1号 平成26年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定により繰り越しされた平成26年度木古内町一般会計歳出予算について、同法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

次のページに、平成26年度繰越明許費繰越計算書を添付しておりますので、各事業の節ごとにご説明いたします。

1ページに掲載する都合で字が小さく見づらくなっていることについて、ご了承願います。

番号法対応等例規整備支援事業 委託料で175万円、旧道職員住宅改修事業 工事請負費で690万円、人口ビジョン及び地方版総合戦略策定に係る基礎調査支援事業 委託料で723万6,000円、一次産業後継者支援事業 負担金補助及び交付金で675万円、介護従事者待遇改善事業 負担金補助及び交付金で585万円、褐毛和種優良繁殖雌牛導入事業 負担金補助及び交付金で70万円、薬師山芝桜植栽事業 委託料で783万円、工事費で350万円、ヒジキ養殖技術導入事業 委託料で486万円、木古内産ヒジキブランド化事業 委託料で486万円、消費喚起プレミアム商品券発行事業 負担金補助及び交付金で1,680万円、木古内町観光協会支援事業 負担金補助及び交付金で416万4,000円、都市計画道路環状線通整備事業 工事請負費で5,584万5,000円、公有財産購入費で1,241万3,000円、補償・補填及び賠償金で2,513万2,000円、観光交流センター（仮称）整備事業 役務費で3万9,000円、委託料で580万円、工事請負費で2億6,462万4,000円、大平団地1号棟屋上防水改修事業 工事請負費で750万円、合計4億4,255万3,000円を翌年度に繰り越すものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

## 報告第2号 平成26年度木古内町一般会計歳出予算の継続費繰越計算書について

**○議長(又地信也君)** 日程第9 報告第2号 平成26年度木古内町一般会計歳出予算の継続費繰越計算書についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

**○副町長(大野 泰君)** それでは、報告第2号をお開き願います。

ただいま上程となりました、報告第2号 平成26年度木古内町一般会計歳出予算の継続費繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条の規定により繰り越しされた平成26年度木古内町一般会計歳出予算について、同法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

次のページに、平成26年度継続費繰越計算書を添付しておりますのでご説明いたします。繰越する事業は、町道南北線（木古内駅自由通路）改修事業でございます。

8款 土木費、2項 道路橋梁費、2目 道路新設改良費、9節 旅費で2万4,000円、11節 需用費で28万2,000円、13節 委託料で1,413万5,000円、15節 工事請負費で1,390万1,000円、合計2,834万2,000円を翌年度に繰り越すものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

### 報告第3号 平成26年度木古内町下水道事業特別会計歳出予算の繰越明許費について

○議長(又地信也君) 日程第10 報告第3号 平成26年度木古内町下水道事業特別会計歳出予算の繰越明許費についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) それでは、報告第3号をお開き願います。

ただいま上程となりました、報告第3号 平成26年度木古内町下水道事業特別会計歳出予算の繰越明許費について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定により繰り越しされた平成26年度木古内町下水道事業特別会計歳出予算について、同法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

次のページに、平成26年度繰越明許費繰越計算書を添付しておりますのでご参照願います。繰越する事業は、平成26年度の公共下水道事業でございます。

2款 施設費、1項・1目 施設整備費、15節 工事請負費で、予算残額 527万6,400円のうち、500万円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

## 報告第4号 平成26年度木古内町教育委員会の活動状況に関する 点検・評価報告書について

○議長(又地信也君) 日程第11 報告第4号 平成26年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、報告第4号 平成26年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について、提案理由の説明を申し上げます。

この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、報告書を作成し議会に提出するものでございます。

なお、詳細につきましては、教育長から説明を行います。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(野村広章君) ただいまと上程となりました、報告第4号 平成26年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について、説明を申し上げます。

今日、教育を取り巻く環境がめざましく変化する中、教育委員会においては、責任体制の明確化を図り、教育行政の中心的な担い手としてその役割を発揮していくことが求められております。

このため、木古内町教育委員会といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆様へ説明責任を果たすため、平成26年度における教育委員会の事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、報告書を作成し公表するものであります。

この度の報告書につきましては、教育委員会や審議会等の開催状況などの教育委員会の活動状況に加え、平成26年度を初年度とする5か年の第6次木古内町教育総合推進中期計画の推進事項及び実績内容に基づき、平成26年度における小・中学校の教育活動や社会教育事業の実施状況について、点検・評価を行ったものでございます。

今後も、木古内町教育委員会は、点検・評価の実施を通じて、施策の効果の検証と改善を図りながら、教育施策の着実な推進に努めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様並びに町議会議員の皆様の一層のご理解とご支援を心からお願い申し上げまして、報告第4号の説明といたします。

○議長(又地信也君) 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

なお、この度の木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の中身については、平成26年度の決算特別委員会で質疑可能と思われることを申し添えます。

## 議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第2号)

○議長(又地信也君) 日程第12 議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第2号)については、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,202万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億8,141万4,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、6ページの第2表「地方債補正」は、新幹線整備事業債に北海道新幹線駅高架下整備事業費として2,340万円を追加し、補正後の限度額を9,060万円とし、総額を9億2,660万円とするものです。

2款 総務費は、総合行政システム等改修委託料やコミュニティ助成事業助成金にかかる補正です。

3款 民生費は、臨時福祉給付金給付事業や子育て世帯臨時特例給付金給付事業にかかる補正です。

4款 衛生費は、道南ドクターヘリ運航経費負担にかかる補正です。

6款 農林水産業費は、地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)事業により、平成26年度予算として平成27年3月に繰越明許費として補正したことに伴う減額補正並びに森林整備加速化・林業再生総合対策事業に伴う間伐事業実施にかかる補正です。

7款 商工費は、木古内駅売店運営補助金や職員等普通旅費、青森県・函館デスティネーションキャンペーン参加にかかる補正です。

8款 土木費は、北海道新幹線高架下整備事業にかかる補正です。

10款 教育費は、学校給食材料購入費が地域住民生活等緊急支援交付金事業の対象となったことによる財源振替です。

13款 諸支出金は、平成26年度臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業費確定にかかる補正です。

14款 職員給与費は、臨時福祉給付金給付事業の時間外勤務手当にかかる財源振替です。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(山本 哲君) それでは、議案第1号の詳細につきまして、ご説明をいたします。

はじめに、歳出よりご説明をいたします。17ページをお開き願います。合わせまして、議案説明資料、資料番号1の1ページから3ページを合わせてご参照願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、13節 委託料で1,269万円の追加は、総合行政システム等の改修委託料として、社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度の実施により本年10月、全国民に付番がされ、平成28年1月からシステム連携テストが開始されることになっております。この度、総務省並びに厚生労働省から制度実施に伴うシステム改修の概要及び国庫補助の基準が示されたことから、システム改修費用として補正の追加をお願いするものでございます。

説明資料の1ページをお開き願います。

社会保障・税番号制度における情報連携の全体像となっております。右下にある住民票コードを元に、左下にある地方公共団体情報システム機構、これは国の機関でございますが、これが個人番号を生成いたします。

この個人番号を個人に通知し、希望するかたには個人番号カードを交付いたします。

地方公共団体情報システム機構は、中段右にある情報保有機関A、例えば社会保障分野。その下にある情報保有機関B、例えば税分野と符号同士を結び付けて、その上にあるマイナポータル。マイナポータルとは個人が利用できる、情報提供等記録開示システムの名称でございます。これに、情報の提供を行います。個人は、インターネットでマイナポータルにより、自分の情報をいつ、だれが、なぜ提供したのかを確認することができます。

2ページはスケジュールですが、本年度は役場内部におけるシステムの設計・開発・テスト、平成28年度には情報提供ネットワークシステムとの連携テスト、総合運用テスト、平成29年7月からは他の地方自治体との情報連携を行う予定となっております。

3ページは本年度における導入準備の内容ですが、10月5日までは個人番号の付番・通知開始に向けた準備、12月末までには既存システムの改修の完了、平成28年1月1日からは個人番号の利用開始、個人番号カードの交付開始を予定しております。

次に、議案に戻りまして、3目 施設管理費は、町職員住宅の貸し付け収入に伴う財源振替です。5目 企画振興費、8節 報償費 14万4,000円の追加は、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定会議、委員12名による4回分にかかる報償費です。19節 負担金補助及び交付金 250万円の追加は、コミュニティ助成事業助成金として、下町町内会踊り山の放送設備の更新及び修繕等にかかる費用です。

次に、18ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費は、恵心園に委託をしている平成26年度の生きがい活動支援通所事業が確定したことに伴い返還金が発生するため財源振替を行うものです。13目 臨時福祉給付金費、11節 需用費 26万1,000円、12節 役務費 39万1,000円、13節 委託料 47万6,000円、19節 負担金補助及び交付金 840万円、合わせて952万8,000円の追加は、消費税の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低いかたに対しまして暫定的・臨時的措置として、昨年に引き続き、臨時福祉給付金給付事業を実施するための費用です。本事業による支給対象となるかたは、1,400名を予定しております。

次に、19ページをお開き願います。

2項 児童福祉費、3目 子育て世帯臨時特例給付金費、11節 需用費 9万7,000円、12節 役務費 6万6,000円、13節 委託料 31万6,000円、19節 負担金補助及び交付金 105万円、合わせて152万9,000円の追加は、臨時福祉給付金給付事業と同様の趣旨により、子育て世帯臨時特例給付金事業を実施するための費用です。本事業による支給対象となるかたは、350名を予定しております。

次に、20ページをお開き願います。

3項・1目 災害救助費、20節 扶助費 30万円の追加は、町長からの行政報告のとおり、5月15日に発生しました火災により、り災見舞金を全額支出しておりますので、新たに1件分の追加補正をお願いするものです。

次に、21ページをお開き願います。議案説明資料、資料番号1の4ページを合わせてご参照

願います。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費、19節 負担金補助及び交付金 37万9,000円の追加は、本年2月から道南ドクターヘリの運航を開始しておりますが、これまでの実績により参加自治体の均等割と利用割の負担区分を変更・見直したことによるものです。資料、上段の左側に変更前、右側に変更後、一番右側に各市・町の補正額を記載しております。表の下段に、均等割・利用割の変更前と変更後を記載しており、この度の変更・見直しをした項目につきましては、下線でお示しをしております。

次に、議案の22ページをお開き願います。

6款 農林水産業費、1項 農業費、5目 畜産業費、19節 負担金補助及び交付金 褐毛和種優良繁殖雌牛導入事業 35万円の減額は、地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）事業にかかる平成26年度繰越明許費設定に伴い、平成27年度予算から減額補正をお願いするものです。

次に、23ページをお開き願います。

2項 林業費、3目 町有林管理費は、1,232万3,000円の減額をお願いいたします。内訳は、13節 委託料で882万3,000円の減額、15節 工事請負費で350万円の減額となっております。

13節 委託料の森林環境保全整備事業は、平成27年度の公共造林事業が前年度の約7割に縮減したことに伴い、森林環境保全整備事業補助金の割り当てが減額したことから、間伐の事業量調整を行ったため事業面積が減少したことにより、525万9,000円を減額するものです。

森林整備加速化・林業再生総合対策事業（間伐事業）426万6,000円の追加は、公共造林事業の予算の縮減により事業量を確保し、森林の持つ多面的機能の維持を図るとともに、未利用間伐材の使用を促進するために本事業が創設されたことから、間伐面積12haを実施するための費用です。薬師山芝桜植栽事業 783万円の減額は、地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）事業にかかる平成26年度繰越明許費設定に伴い、並びに15節 工事請負費、薬師山芝桜土留工事 350万円の減額につきましても、地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）事業にかかる平成26年度繰越明許費の設定に伴い、平成27年度予算から減額補正をお願いするものです。

次に、24ページをお開き願います。

合わせて、資料の資料番号1の5ページから6ページを合わせてご参照願います。

7款・1項 商工費、2目 商工振興費、19節 負担金補助及び交付金 169万2,000円の追加は、3月14日にJR木古内駅売店キヨスクが閉店したことから、木古内駅の利用者及び来町者への利便性に配慮するため、後継店舗を経営する事業者に対し、駅売店運営補助金として人件費等の補助を行うものです。3項 観光推進費、9節 旅費 16万5,000円の追加は、地域おこし協力隊全国サミットへのキーコプロデューサー参加旅費等です。19節 負担金補助及び交付金、青森県・函館デスティネーションキャンペーン負担金 50万円の追加は、北海道新幹線開業を契機に、全国から集中的に誘客や地域経済の活性化を図るため、青森県と北海道道南圏城市町村が共同で行うキャンペーン費用にかかる負担金です。本事業は、平成27年度と平成28年度の2か年にわたる事業で、本年度は資料の6ページにあります2の事業内容のとおり、全国宣伝販売促進会議ほか3事業を行い、明年は7月から9月に本格的なキャンペーンを実施する予定となっております。

次に、25ページをお開き願います。



議案説明資料、資料資料番号1の7ページにイメージ図を添付しておりますのでご参照願います。8款 土木費、4項 都市計画費、3目 都市計画整備費、15節 工事請負費 4,500万円は、北海道新幹線駅北口の新幹線高架下整備工事費の増により追加補正をお願いするものです。

次に、26ページをお開き願います。

10款 教育費、5項 保健体育費、3目 学校給食費の財源振替は、学校給食食材購入費につきまして、地域住民等緊急支援交付金が充当されることによる財源振替となっております。

次に、27ページをお開き願います。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、23節 償還金利子及び割引料 27万5,000円の追加は、平成26年度の事業確定に伴い、臨時福祉給付金事業費補助金返納金 22万5,000円、子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金返納金 5万円の追加をお願いするものです。

次に、28ページをお開き願います。

14款・1項・1目 職員給与費の財源振替は、臨時福祉給付金給付事業にかかる職員手当等事務費として国から補助金が交付されることにより、財源振替を行うものです。

次に、歳入の説明を行います。9ページをお開き願います。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金 910万8,000円の追加は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として国から交付されるものです。補助率は、全体事業費の75%となっております。2節 地域住民生活等緊急支援交付金 580万円の追加は、地域住民等緊急支援交付金として国から交付されるものです。内訳は、観光推進費で190万円、学校給食費で390万円となっております。2目 民生費補助金、1節 社会福祉補助金 1,020万円、2節 児童福祉費補助金 152万5,000円の追加は、臨時福祉給付金事業費等補助金及び子育て世帯臨時特例給付金事業費等補助金として国から交付されるものです。5目 土木費補助金、1節 都市計画費交付金 1,800万円の追加は、新幹線高架下整備事業にかかる社会資本整備総合交付金のまちづくり交付金として国から交付されるものです。

次に、11ページをお開き願います。

14款 道支出金、2項 道補助金、1目 総務費補助金、2節 地域づくり総合交付金 451万8,000円の減額ですが、薬師山芝桜植栽事業及び薬師山芝桜土留工事については、地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)事業にかかる平成26年度繰越明許費設定に伴い、減額補正をお願いするものです。4目 農林水産業費補助金、3節 林業費補助金 142万4,000円の減額は、歳出でご説明しましたが、森林環境保全整備事業補助金 425万6,000円の減額と、森林整備加速化・林業再生総合対策事業補助金 283万2,000円の追加によるものです。

次に、12ページをお開き願います。

15款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、4節 町職員住宅貸し付け収入 87万2,000円の追加は、旧道職員住宅を購入・補修して町職員住宅として貸し付ける、4戸・10か月分にかかる収入です。

次に、13ページをお開き願います。

15款 財産収入、2項 財産売払収入、2目・1節 生産物売払収入 92万1,000円減額は、伐採立方数の減少に伴う販売材積の減により町有林伐材売払収入が減となるものです。

次に、14ページをお開き願います。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、2目・1節 財政調整基金繰入金は、財源調整のため 529万1,000円の減額を行うものです。

次に、15ページをお開き願います。

19款 諸収入、5項・1目・4節 雑入 527万8,000円の追加は、鉄道・運輸機構から新幹線高架下整備工事補償金として100万円、下町町内会に助成するコミュニティ助成金として250万円、恵心園に委託をしている平成26年度の生きがい活動支援通所事業の確定に伴う返還金として177万8,000円を追加するものです。

次に、16ページをお開き願います。

20款・1項 町債、1目 総務債、3節 新幹線整備事業債 2,340万円は、新幹線高架下整備事業にかかる町債の追加補正です。

説明は、以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努さん。

**○4番(竹田 努君)** それでは、何点か質問をしたいと思います。

先ほど、報告の中で繰越明許されたばかりの部分が減額、変更しなければならないという部分もありますし、まず17ページの一般管理費の委託料で、総合行政システムの改修委託。これは、先ほど資料にも付いているマイナンバーの部分で、このマイナンバーの議論をすればいろいろありますので、この部分についてはいろんな総務の事務調査等の中で、詳細は議論したいなと思っています。ただ、システム連携でこれ一般管理で予算計上をしていますけれども、そうすればマイナンバーは総務課で担当するという位置付けで。私は戸籍なのかなというふうに思っていたのですけれども、これは総務課でマイナンバーについては係わるのだということなのかどうなのかということが1点。

それから、21ページの保健衛生総務費で、ドクターヘリの運航経費のこの負担区分が変わったということの資料が付いていますけれども。これよく理解できないのは、ことしの2月から運航されて2か月しか経っていないのに、この2か月の運航実績で見直しをしなければならないというその定義というか根拠、これがよく理解できない。

それと、変更した場合に均等割の部分から利用割の、うちが56万6,000円が11万8,000円になったという。この根拠というか計算式というのか、そういうものも示してもらわないと、簡単に「いいですよ」というふうにはならないというふうに思います。

それから23ページ、町有林管理費これは先ほど言いました繰越明許の承認を得たばかりなのに、今回この減額と事業を縮小しなければならない。森林環境保全整備については、今年度7割縮減されたということ。これ、制度的にそういう圧縮がかかったのかどうなのかというまず部分が一つ。

それと、その下の追加になっている426万6,000円、森林整備加速化・林業再生総合対策事業これは先ほど総務課長の説明では、未利用間伐等の中で森林環境保全整備のこの事業が縮小になった部分を補てんするそういう感じで受け止めたのですけれども、そうではなくてあくまでも追加の426万6,000円については、新たな事業展開で未利用間伐の促進をするのだということなのかどうなのかという部分が、ちょっと先ほどの説明の中では理解ができないので、もう少し中身の説明をお願いしたい。

それと、委託料と工事請負費で芝桜の植栽、それと工事請負で土留で1,000万円からの減額をしている。これ、なぜ減額をしなければならなかったのか。これ、芝桜というのは木古内町の観光資源の大きな要因だというふうに思っていたのですけれども、それがなぜ減額して、もう芝桜については芝桜に替わるものに展開するから、芝桜を止めるということなのかどうなのかという部分。当然、芝桜を植栽しても1年目は花を見られないわけですから、翌年度に向けたやはり植栽だろうと思っているものですから、その辺がどうなのかという部分。

それと、25ページの都市計画整備費で工事請負4,500万円、高架下の整備事業。これは、前にも総務の委員会の中でこの図面等の中で、こういう整備をしますよという部分は認識しています。ただ、4,500万円予算計上するからには、ここをこういうふうに整備をしてどういう活用。そして、どういう効果という部分を記載しているのかとそういう説明がないものですから、その辺についてはそういう資料等でもあれば提示をしていただきたいということも含めて、この何点かにわたる質問にお答えしていただきたいと思います。

それと歳入の15ページ、雑入で新幹線高架下整備工事補償金、鉄道・運輸機構からの補償金、これなぜ雑入で受けなければならないのかという部分が理解できない。その辺についての説明をお願いしたい。

（「関連」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 2番 新井田昭男さん。

○2番(新井田昭男君) ちょっといま竹田議員さんのほうから縷々ちょっとありましたけれども、歳入の23ページですけれども、この委託料もそうなのですけれども、これに絡めて実は歳入のほうで、売払収入金が92万円。これいわゆる町有林伐材売払収入ということで92万1,000円これ減額になっているのですけれども、これも合わせてちょっとご説明いただきたいです。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(山本 哲君) はじめに、私のほうからマイナンバーの関係のご質問でございました。今回は、総務課でもって予算計上をさせていただきました。今回のシステムにつきましては、総務省所管分で住民基本台帳、それから税務等含めて4システム。それから、厚生労働省所管分で児童福祉、障害福祉、年金、介護等7システム、合計で11システムがございます。本来であれば、それぞれの担当課で予算を計上するところですが、庁舎内全体に係わるということで、今回は総務課1本での予算ということで、当初予算からそのような計上をさせていただいております。

今回の補正で、ある程度のところまで進みますので、このまま総務でこの件につきましては所管をさせていただきたいというふうに思っています。それぞれの課との連携はさせていただきます。以上です。

○議長(又地信也君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(名須賀六男君) ドクターヘリの運航経費自治体負担内訳の件ですけれども、資料番号1の4ページをお開き願います。

当初、変更前均等割ということで、消耗品費、燃料費、賃貸料、保険料、人件費、その他ということで、4,450万円、函館市が1,374万7,000円、あと残りの3,075万3,000円を17の市町村で割返すと、180万9,000円。変更後のほうを見てもらいたいのですけれども、職員被服費、これは補充用フライトスーツ213万円。旅費交通費の一部、これは医師・看護師の勤務

先自宅から格納庫までの交通費1,078万7,820円。光熱費、これは格納庫の電気・上下水料・ガス料金159万4,296円。それから、通信運搬費の一部、これは格納庫電話料・インターネット回線料・ホームページサーバー使用料259万692円。これは、利用割から均等割に変更になっております。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(大野 泰君)** ただいま課長が説明したのは細かい部分でして、議員のお尋ねの2か月の実績で変更する理由のところはちょっと最初に抜けていたかと思しますので、そちらを私のほうから。同じく4ページの2のほうに記載をさせてもらっています。

当初予算を変更することとなった要因ということで当初、均等割・利用割について、道内の先行事例を基に事務局が提案をし、2月前に決定をしていました。実際に運用すると、そこにいささかの疑義と言いますか疑義が生じてきた点がございします。

それは、3行目から書いているのですが、ことし2月から2か月間の運航実績を基に、見直しが提案されました。一例をあげると、職員被服費について、ヘリコプター乗務員の着衣の補充品であり、参加自治体全体で負担するべきものとして、利用割から均等割に変更する。利用割ということは、ドクターヘリを要請した回数に応じて精算をするということだったのですけれども、そうではなくて当初から均等割で負担するべきものであったらというふうな説明がなされて、いま課長が言いましたように各項目について精査をし変更した結果、木古内町にあっては37万9,000円の増額になると。その内訳につきましても、1のほうに各自自治体毎に記載されておりますので、参照していただければというふうに思います。

以上です。

**○議長(又地信也君)** 産業経済課長。

**○産業経済課長(木村春樹君)** まず、芝桜土留事業の関係でございします。これにつきましては、繰越事業で平成26年度の補正予算を平成27年度に繰り越してございします。ですから、仮想で平成26年度繰越会計というのができます。

一方で、この繰り越しというのは、地方創生交付金にかかわるもので特定財源を充当したものですから、平成27年度の当初予算策定時には、一般財源でこの芝桜の整備事業と土留工事事業について行うこととしておりました。作業上、これは重複して計上していたものですから、平成27年度当初予算に計上していた一般財源分の事業について、減額しているということございします。

次に、森林環境保全整備事業と森林整備加速化・林業再生総合対策事業の関係でございします。森林環境保全整備事業については、いわゆる公共というものでございまして、これについては平成27年度の国の当初の事業配分が、7割減となっております。

一方で、平成26年度国の補正で、森林整備加速化・林業再生総合対策事業交付金というのが創設されまして、この中で事業の一つとして未利用間伐材等利用促進対策事業というものができているものです。まず、未利用間伐材事業についての制度でございしますが、未利用間伐材の利用のための伐倒集材附帯施設等の整備などを行ったり、関連条件の整備活動などを行ったりするというところございします。採択基準は、原則として7齢級以下の森林ということで、そのほかの詳細な条件として、伐倒木の平均胸高直径が18cm未満とか、収量比数が0.8以上とか、搬出される木材の過半が曲がり材・低質材などというような条件がございします。公共が7割減になったということで、木古内町への配分額も大幅に減少したわけござい

ます。ここをどのようにして穴埋めしていくかということを経島総合振興局と協議した結果、この未利用間伐材利用促進事業を活用して、まちの間伐事業を整備・推進していこうということになりました。当初は、この公共で整備する予定が35.11haでしたが、事業配分の中でこれが24haになりました。一方で、森林整備加速化・林業再生総合対策事業で12haでできることになりましたので、合わせて36haということになっているわけです。

また、これに伴いまして、売払収入でございます。当然、未利用間伐材ですから通常ヘクタール50㎡くらい出るといところが、35㎡くらいしか出ないということでございます。それを換算すると、差し引きです。足して引いて行った場合に、およそ90万くらいの減になるということです。以上です。

**○議長(又地信也君)** 次25ページ、都市計画整備事業。

まちづくり新幹線課長。

**○まちづくり新幹線課長(福田伸一君)** 新幹線高架下整備事業4,500万円の補正でございます。

これにつきましては当初、事業につきましては、新幹線構造物等も利用した形での整備を考えてございました。これが、構造物には障られないという協議の中で結論が出ましたので、シェルターは独立した基礎を持つ構造物、あるいは床面です。これにつきましては、通常のアスファルトというふうに当初見込んでおりましたが、これもやはり新幹線駅を出て木古内町の顔という位置付けからして、インターロッキングを施すということで、事業費がこの4,500万円ということで高くなったということでございます。

また、資料の7ページに添付しておりますパース図がございます。これを見ていただきますと、この左側にある新幹線駅から出たシェルター、それからその奥を右側に行くエレベーターまでのシェルター。これらが全て独立した基礎を持つ構造物になるということで、事業費は増こうしております。

また、この活用効果等についてですが、これにつきましては新幹線駅を出て木古内町のはじめて見る空間になるということで、夏場はこのまま開放して皆さん自転車利用者のかた、また徒歩で利用されるかたがこの高架下をたまり場と言いますか憩いの場と言いますか、そういった形で活用していただければというふうに考えてございます。

また冬場につきましては、ここはなかなか全面機械を入れて除雪ということはできませんので、冬の間はこのシェルターで通路の確保というのが役割になってこようかと思えます。

それから、歳入の部分の鉄道・運輸機構からの補償金でございます。これにつきましては町道南北線、これが以前自由通路の北側の階段下から北島さん側へ続いておりましたけれども、これがこの度この新幹線工事によりまして高架下に移るということで、町道の位置が変わるということで鉄道・運輸機構さんのほうから機能補償ということで、いただくお金でございます。過去にもまた機能補償についての予算計上については、雑入ということで計上させていただいているところでございます。

**○議長(又地信也君)** 答弁が終わりました、ほかに。

4番 竹田 努さん。

**○4番(竹田 努君)** 一応後段のほうから、高架下の部分。シェルターの部分は、理解できます。本当の高架下をインターロッキングの整備をして、夏場はベンチを置いて開放するというそういう構想ですけれども、やはりもっと夏場の利活用というのをできないのかとそういう。例えば、商工会含めていろんなイベント会場、ミニのコンサートでもそういうイベン

ト等でも活用していただくか、もっと広く町民にここの場所をPRをして、こういう活用をするのだというそういう考えがなかったのか。単なる夏場は開放して、町民の憩いの場として開放するのだと。ただそれだけで終わってしまうというのは、もったいないそういう気がするものですから、これはいま即答はいりませんけれども、今後事務調査の中では十分議論していきたいなというふうに思っています。

ドクターヘリについては、概ねちょっと不満足ですけれども、了解せざるを得ないのだろうなど。ただ、このドクターヘリについては、またぞろ半年経ったらこの半年の利用実績で負担区分が代わるだとか、また負担が増えてくる。どんどんうなぎ登りで負担が増えるということのないように、この辺だけはきっちりやはりこの協議会の中で、釘を刺していただきたいということを申し添えておきます。

あと、森林保全町有林の関係ですけれども、利用間伐・未利用間伐の中で当然、それによって材積が変わる、規格も変わるわけですから、当然それに見合った生産物の売払減も伴う。ただこの辺は、どうなのでしょう。事業と一緒に減額するのではなく、最終的に努力したけれども、こういう結果に終わったという部分で、生産物の売払収入については、このあとの定例会でもよかったのではないかなというふうな自分の思いもありますし。ただやはり、どうしても先ほど産業経済課長の説明からしても、森林環境保全のこの整備で7割減になった部分を下の林業再生総合対策事業で、補てん・フォローしているというふうにしかならないのですけれども、それが先ほど一般質問等の中で言った本当の財政運営の中で、やはり健全化のことを考えれば事業も確かに必要なだけけれども、町のやはり財政から考えればどうなのだろうということも含めて、やはり考えなければならぬのかなというふうに思うものですから、その辺について町長、どういうふうはこの事業については思うのか、一つ町長の考えも示してもらえればと思います。

**○議長(又地信也君)** 産業経済課長。

**○産業経済課長(木村春樹君)** 町長ということでございますけれども、詳細に入りますので私のほうで答弁させていただきます。

以前、お示しいたしました森林計画で、毎年度30h a程度間伐を行っていくということで、お示ししております。今回、その35.11h aが24h aしか配分なかったということで、これは当然森林経営計画上、実績として残っていかないということで、渡島総合振興局と相談させていただきました。当然、ほかの自治体もそのような状況ですから、オール管内でどのようにしていくかということでございました。先ほど、未利用間伐材利用促進事業について、原則として7齢級以下と言いましたけれども、先ほど言った詳細条件があれば8齢級以上も可能だということですので、これは公共で本来行われるべきはずであった場所も含めて、この未利用間伐材事業が活用できないかどうかということを協議した上で、事業に着手するという。細説の中で整備すれば良かったのではないかなという好意的な申し出もございましたけれども、事業自体が変更となりましたので、今回支出について整理をさせていただくとともに、合わせて収入も変わりましたので整理させていただきました。以上です。

**○議長(又地信也君)** ほかに。

7番 福嶋克彦さん。

**○7番(福嶋克彦君)** 先ほどの同僚議員と関連するのですけれども、ドクターヘリとの関係で私も当初、2月から3月、2か月間でこれを補正を組んだということについては、自分達が提

案したことが間違っていたと。例えば、被服費何かははじめからわかっていることを忘れたから、あとで追加してこういうふうにすると。それから、負担金の燃料費だとかその他についても、2か月やって実績でたった2か月で、こういう変更が出てきたと。即、補正すると。これ、年度末まででいいわけですよ。またこれから4月からはじまって、過去2か月分が出てきたから、自分達の予算の見方が間違っていたと。だから、すぐ補正してやるのだと。各町村が決めたことだから一応反対してもどうにもならないけれども、何でもかんでも「はい」ということには私はならないと思う。今後、こういう予算についての追加補正何かも、十分検討した上で、自分達のミステイクを、間違ったからすぐ「良い」ということにはならないと思う。これ十分に今後の参考のために、今後1年間やる中でまだまだ出てくるのではないかと。こういうことも含めて、私は来年の3月まで払えばいいので、いま即6月に補正して出すのだということについては、いささか疑問がある。これは、決まったことは仕方がないけれども、そういうふうに感じます。

それからもう一つ、雑入で歳入で15ページのコミュニティ助成金200万円。これは、先ほどの説明で下町町内会の船の補助金が出たから、雑入で受けるのだと。この所有者の団体だと思うけれども、踊り山の船に対する助成金があったと。もう私の隣の町ですから、踊り山は10何年前からずっとやっけていまして、かなり年数も経ちました。だから200万円の根拠、そして当初いくらで造ったのか。現在、その価値がそれだけあるのかどうか含めて、減価償却も含めて。15年、20年経ったやつに当初例えば300万円で造ったと。これ減価償却してやったら、半分になったと。これに対する200万円きたからやるのだと。これに対する考え方がちょっと私は、その内容についてもう少し説明が足りないと思う。それ、2点です。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(大野 泰君)** ドクターヘリの運航経費に関してのご質問でございます。

事業が実施されてから2か月足らずでの変更ということで、議員のご指摘のとおり状況になっております。この状況に至った背景につきましては、先ほども少し説明をしたのですが、北海道内の先行地域、ほかの地域で、ドクターヘリを飛ばしています。その時の負担の均等割・利用割の負担の区分がそうであったということで、当時の事務局から提案を受け、承認したものです。当時の事務局というのは、先行して北海道渡島総合振興局のほうで保健福祉担当部門のほうで、事務局を担当していただいております。その中での提案ということを受けておりました全ての自治体、そして全ての町村の医師会、そういったところが承認をしたところでございます。その後、実施に至りまして、函館市がいま事務局となっております。函館市が事務局となって、実際に運営している中で、例えばパイロットのスーツの予備をなぜ利用割で負担しなければならないのか。これは、やはり全体で負担したほうがいいであろうというそういう理由を事務局からそれぞれの構成団体のほうに説明があり、「それであれば変更を受けましょう」ということで議決した経過でございますので、年度末に払うということではなくて、今回の補正予算を計上させていただいて、負担金を払って安定的な運航につなげていきたいというふうに思っております。

もちろん町としても会員として、その中で発言権はあるわけですから、しっかりと負担金が増えないようにそのような要請はしてまいりたいというふうに思っております。ただ、運航にあたってドクターの確保ですとかスタッフです。こういったところの確保には、人件費がどのように変更になっていくかはわかりませんので、そういった部分での増加というのは

これはやむを得ないのかなとは思っておりますが、それ以外の必要経費こういうものについては、しっかりと事務局からの提案を精査しながら、発言をしまいたいというふうを考えております。以上です。

○議長(又地信也君) もう1点は、まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(福田伸一君) コミュニティ助成金についてでございます。これにつきましては、北海道市町村振興協会のほうから補助される事業でございます。コミュニティという名のとおり、地域の活動に資する事業に対して補助がなされるということで、上限につきましてはこの250万円が上限ということになってございます。これを下町町内会さんのほうから出されました見積り等によりまして、申請書を作成し、交付申請をしたものが認められたというところでございます。

また、当初この現在ある今回改修する山車が、製作にいくらかかったというところまでは、把握はしてございません。以上でございます。

○議長(又地信也君) ほかに。

町民課長。

○町民課長(吉田 宏君) いまのコミュニティ助成事業の関係は、申請当時私が担当しておりましたので、若干内容についてご説明いたします。

踊り山の船体の部分の修繕もあるのですが、そのほかに音響設備の設置。これまで借り上げていた音響設備、それと半纏等の設置と。半纏の購入と合わせて、見積書を提出していただいた結果、この金額になったということでございます。

○議長(又地信也君) ほかに。

7番 福嶋克彦さん。

○7番(福嶋克彦君) いまの音響設備、それから船の本体の作成費含めて、内容はちょっとやはりざつぱらん。250万円きたから250万円付けてやったのだと。音響設備にいくら、船の基本財産いくら、そしてこれだけになったから250万円を超える金額になったと。こういう内容を付けなければ、ただきたから音響設備と船の制作費のいまやっているコミュニティのそれに該当するから、申請を上げたら決まったということではちょっと。内容を精査してあげて、私はそれが妥当かどうかあれだけれども、少し書類の内容がざつぱらんすぎる。もう少しわかりやすい説明をしてほしかった。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

3番 平野武志さん。

○3番(平野武志君) いまの福嶋議員の質問にちょっと関連するのですが、市町村振興協会からこの木古内町のこの下町町内会地域の活動に資する活動に助成をいただくということで、木古内町としては大変ありがたい話だとは思いますが。その中で、当初のはじまりがこのような助成金をどのように町が直接下町町内会に打診したものなのか、それとも募集して下町町内会が手を挙げたものなのか、最初の経緯をちょっとお知らせいただきたいのですが。

○議長(又地信也君) 町民課長。

○町民課長(吉田 宏君) この助成事業につきましては、当初下町町内会さんのほうで役場に直接ではなくて、渡島総合振興局のほうに事情をお話して、こういうのに助成していただけた事業がないかということでお話したところ、こういう事業があるということで、役場



に相談してみてくださいということで、それで役場のほうに見えてこの申請を行ったところ  
であります。

○議長(又地信也君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成27年度木古内町一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可  
決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしま  
した。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時28分  
再開 午後3時38分

#### 議案第5号 平成27年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第13 議案第5号 平成27年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)  
については、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) それでは、追加議案書をお開き願います。

ただいま上程となりました、議案第5号 平成27年度木古内町国民健康保険病院事業会計  
補正予算(第1号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成27年度予算、第4条に定めた(資本的収入及び支出)について、第2条のとおり、本文  
括弧書き中「8,930万6,000円」を「8,933万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額  
を次のとおり補正するものです。

収入の部では、第1款 資本的収入の既決予定額の1億4,648万7,000円に、補正予定額とし  
て1,358万円を追加し、計を1億6,006万7,000円とするものです。

支出の部では、第1款 資本的支出の既決予定額の2億3,579万3,000円に、補正予定額とし  
て1,360万8,000円を追加し、計を2億4,940万1,000円とするものです。

予算第5条に定めた(企業債)について、第3条のとおり、限度額を次のとおり補正するも

のです。

起債の目的である、機械器具整備事業の、補正前の限度額480万円を補正後の限度額として1,190万円とし、計の3,390万円を4,100万円とするものです。

この度の補正は、機械器具備品購入費として外科用X線テレビ装置を購入するものです。

なお、詳細につきましては、病院事務局長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 病院事業事務局長。

**○病院事業事務局長(平野弘輝君)** ただいま上程されました、議案第5号 平成27年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

それでは、支出からご説明いたします。議案8ページをお開き願います。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 有形固定資産購入費 1,360万8,000円の追加は、平成9年12月の導入から今日まで手術時における透視として使用してきた外科用X線テレビ装置がこの6月5日に故障し、使用できなくなったため更新をするものです。修理も検討しましたが、導入から17年が経過しており、部品も中古しかなく、修理費用も最大で300万円程度見込まれましたので、補助金を活用し、更新したほうが費用対効果が高いと判断し、更新するものです。なお、故障した機器は、製造メーカーの日立と保守契約を締結し、年1回の定期点検を受けてきたことを付け加えさせていただきます。

次に、収入についてご説明いたします。6ページをお開きください。

1款 資本的収入、1項 企業債、1目 企業債 710万円、並びに3項 国庫補助金、1目 国庫補助金の国庫補助金 432万円。

7ページの4項 道費補助金、1目 道費補助金の道費補助金 216万円の追加は、全て先ほどご説明申し上げました外科用X線テレビ装置の導入費用に充当するものであります。

なお、今回の補正により過年度分損益勘定留保資金で補てんする収支不足額は、2万8,000円増加し、8,933万4,000円となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議願います。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番 新井田昭男さん。

**○2番(新井田昭男君)** 2番 新井田でございます。

いま、事務局長のほうからちょっとご説明がありました。基本的には緊急を要するという事で、X線の機械を購入ということなのですけれども、いまの説明の中で17年の経過をしていると。そういう中で、メンテが年1回でしたね。こういう状況の中で、今回のような緊急を要する事態になったということなのですけれども、こういう多額な機械はやはりちょっと我々、何と言うのですか素人的な考えですと、やはり年1回というのは非常に少ないのかなと、メンテが。だから、こういう部分を今後は、やはりこの機械がないと非常に支障を来すというのは素人でもわかります。そういう中で、今後また新規で購入されるという中で、やはりメンテをきちんと年1回ではなく、2回・3回が適切なかはわかりませんが、そういうメンテの仕方をやはりいわゆる構築というか考えていかなければならないのではないのかなとそんなふうに思っているのですけれども、その辺のちょっと見解をお願いします。

**○議長(又地信也君)** 病院事業事務局長。

○**病院事業事務局長(平野弘輝君)** ただいま新井田議員さんからのご質問でございますけれども、メンテナンスにつきましては、それぞれの稼働状況により異なって、費用対効果を見極めた中で、対応をしております。例えば、通常のCT装置や中央検査室で使います生化学分析装置については、毎日のように多く稼働しますのでそれについては年4回。今回導入をお願いしております外科用X線装置については、主にオペ時に使う機械でありますので、月に1回程度しかございませんので、その使用頻度によって保守契約を決めておりますので、今回の機種についてはオペ時に事前に確認することもできますので、年1回の定期点検で十分だということにしておりますので、ご理解ください。

○**議長(又地信也君)** 2番 新井田昭男さん。

○**2番(新井田昭男君)** いまの平野事務局長からご説明ありました。一つ、メンテを増やすことによって、費用が出てくるということもあり得るのでしょうか。その辺ちょっと、参考までお聞かせください。

○**議長(又地信也君)** 病院事業事務局長。

○**病院事業事務局長(平野弘輝君)** お尋ねの件でございますけれども、当然メンテを増やすということは、函館市若しくは札幌市からメーカーの者が来まして、それにかかる技術料・交通費は発生しますので、単純に2倍程度かかるということで、ご説明申し上げます。

○**議長(又地信也君)** 2番 新井田昭男さん。

○**2番(新井田昭男君)** わかりました。一般的にメンテは当然費用がかかるという解釈はしているのですけれども、ただ保証期間というのはどうなっているのですか。多額な金額の買い物ですから、1年なのか2年なのか3年なのかわかりませんが、その辺はどうなのでしょう。ちょっとお願いします。

○**議長(又地信也君)** 病院事業事務局長。

○**病院事業事務局長(平野弘輝君)** 通常、医療機器の購入に際しましては、一般的に電化製品とかに付いてきます保証と同じで、1年間は無料保証ということになっております。ですので、保守・契約につきましても次年度以降発生するということでございます。

○**議長(又地信也君)** ほかに。

4番 竹田 努さん。

○**4番(竹田 努君)** この手術用のX線が故障して更新しなければならないということで、それは何も問題ないわけですが、せっかく新しくX線を導入するわけですから、やはりより効果の上がる。そして、「病院としてこういう手術時のX線が導入しました。いままではなかったこういうこともできます。」だとかという病院のPRにつながるようなそういうX線なのか、単なるいままでも同じ機種と言いますか同じものを入れるのか、最新のいろんな機能も備えたX線なのかどうなのかというのを。管理者の考え等がもしあれば、伺いたいと思います。

○**議長(又地信也君)** 病院事業管理者。

○**病院事業管理者(小澤正則君)** 昔の機械ですから消耗部分がかなりありましたので、それを更新することは難しいということで、買います。

それで、替えた機械はいまコンピュータ化されていますが、画像をそのままコンピュータに入ることができます。いままでは入れませんでした。

それからもう一つは、手術用の機械と言いまして清潔なところで操作をしなければいけな

いので手術場に置いているのですが、いままでは整形の骨の食い違い何かも透視しながらうまく合わせるといふものにだけしか使っていなかったのですね。というのは、使い勝手の悪い機械だったのです、古いものですから。今度の新しいものは、心カテと言いまして心臓カテテルを入れることができるそういうふうなものがかんもないような機械に付け替えました。ですから、かなりグレードアップしていますし記録性も優れますので、新しい機械が入ったらぜひそれを町民の皆さんにアピールしていきたいと思ひます。

○議長(又地信也君) ほかに。

8番 鈴木慎也さん。

○8番(鈴木慎也君) いままで経緯で、私も理解させていただきました。

ですが、少しだけ違和感があったのですが、いま使用頻度とあと高額なお金の部分の話。一番大切だと思ふのはもちろん、命に関わることについてのことでちょっと気になったのですけれども、オペ中に使うということで万が一の場合、命に関わるような医療機器の故障。今回は、たまたま命に別状なくということのご報告を受けておりますが、今後の点検の基準が使用頻度とかいうこともプラス、その機械が故障した時に患者さんの命に関わるようなことがあってはいけないと思ひますので、そのあたりの基準の検討をお願いしたいと思ひました。以上でございます。

○議長(又地信也君) 病院事業管理者。

○病院事業管理者(小澤正則君) 仰せのとおりだと思ひます。ごもっともだと思ひます。

ただ、いまのところは手術といつても整形の手術しか使っていません。整形というのは、ご存じのように麻酔をかけてやりますが、麻酔が覚めれば生命に直接影響するような操作はしておりません。ですから、ただ今度カテテル何かをやりますと、途中で機械が止まってしまうと重大なことになりますので、その点は今後の機械については十分検討したいと思ひしております。

○議長(又地信也君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 平成27年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時52分  
再開 午後3時53分

## 議案第2号 渡島公平委員会規約の一部を変更する規約の協議について

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第14 議案第2号 渡島公平委員会規約の一部を変更する規約の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第2号 渡島公平委員会規約の一部を変更する規約の協議について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項の規定により、渡島公平委員会規約の一部を変更するため、同条第3項で準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料は、資料番号1の8ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

この度の規約の一部変更は、平成27年3月31日付けをもって、南渡島青少年指導センター組合が渡島公平委員会から脱退したことにより、別表中から「南渡島青少年指導センター組合」を削除するものでございます。

附則といたしまして、この規約は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 渡島公平委員会規約の一部を変更する規約の協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### 議案第3号 町道路線の認定について

○議長(又地信也君) 日程第15 議案第3号 町道路線の認定についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第3号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、町道路線を下記のとおり認定するものでございます。

議案説明資料は、先ほどの資料の次のページ、9ページをお開きいただきたいと思います。  
町道路線の認定位置図を添付しておりますので、ご参照をお願いします。

整理番号156、路線名は佐女川4線、起点地番は字木古内205番地1、終点地番は字木古内186番地5、延長は115mでございます。

この路線は、道営住宅の建設に伴い、新たに町道としての認定を行うものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努さん。

○4番(竹田 努君) この道営住宅建設に伴う町道認定、これはこれとしてやむを得ないのかなと思いますけれども、担当課長もおりますので。これ、道営住宅のこのL型ではなくこの字、ロータリーになったほうが使い勝手がいいのかなという。素人的な道路配置からすれば、そういうふうを考えるのですけれども、こういう何か袋の町道というのはどうなのかなというふうに思うものですから、その辺の見解を一つお願いいたします。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山 忍君) ご質問のとおり道路ですから、別な路線に連絡するようなロータリー形式がありそうかとは思いますが。今回の道営住宅の建設費につきましては、この位置図にありますとおり、この町有地を利用して道営住宅を建設していただく予定となっております。それにアクセスするための道路を、新たに認定させていただきたいと思います。

それで、この図面でいきますと、鉤の手に見える状態なのですけれども、この矢印の先。佐女川沿いに取り付く予定となっておりますけれども、この取り付いた先は佐女川の河川管理用道路。現在、砂利道ですけれども、ここには一応つながることとなっておりますので、完全な突っ込み道路ではないというふうにご理解していただきたいと思います。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努さん。

○4番(竹田 努君) 一応、わかりました。だけれども、町道認定は町道認定としても、砂利道の河川敷の道路に接続するのであれば、そこもやはり砂利道ではなく舗装整備をした上で、やはりアクセスするような計画を。いま町道整備と合わせてやらなくても、このあとでもそういう整備計画をやはり作るべきだということに思います。その辺については、如何ですか。

○議長(又地信也君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山 忍君) この佐女川につきましてはご承知のとおり、北海道管理の

二級河川でありまして、ここについて現在、管理用通路に例えば舗装をするといった場合は、北海道との協議が必要になってくるということと、以前にも佐女川沿いの舗装について相談した経緯もありまして、その際にはいろいろクリアしなければならない課題はあるけれども、例えば現在の断面を阻害しない。例えば、「いまの管理用通路にさらに嵩上げた舗装にするとか、現在の河川断面を阻害しない形であれば、前に進むことも可能です」という指導もいただいていますので、今後検討させていただきたいと思います。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 議案第4号 木古内町スポーツセンター耐震改修工事(建築主体)請負契約の締結について

○議長(又地信也君) 日程第16 議案第4号 木古内町スポーツセンター耐震改修工事(建築主体)請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 追加議案書のほうで、ご説明をいたしますので、ご用意いただきたいと思っております。

ただいま上程になりました、議案第4号 木古内町スポーツセンター耐震改修工事(建築主体)請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

木古内町スポーツセンター耐震改修工事(建築主体)について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例(昭和39年条例第11号)第2条の規定に基づき、下記のとおり工事請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、木古内町スポーツセンター耐震改修工事(建築主体)。工事場所は、上磯郡木古内町字木古内地内。請負契約金額は、9,514万8,000円。契約の相手方は、茂泉・川瀬経常建設共同企業体。契約の方法は、指名競争入札でございます。

別紙といたしまして、資料番号2をお開きいただきたいと思います、入札執行状況を添付しておりますので、ご参照を願いたいと思っております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

2番 新井田昭男さん。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田でございます。

いま追加議案ということで、スポーツセンターの耐震改修工事という形で、資料のとおり9,500万円。一つ確認させていただきたいのは、これほどのちょっと大きい大規模な改修工事でございますが、きょうに至った経緯をちょっと。どうして追加議案となったのかというようなことを含めて、ちょっとお尋ね申し上げたいと思います。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(山本 哲君) ただいまの契約につきましては、6月11日に入札を行ってございます。議案配付が6月8日で行ったので、その時点ではお配りすることができなかったということで、入札をもって落札をしたということを受けて、追加の議案の配付ということになっております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 木古内町スポーツセンター耐震改修工事(建築主体)請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(又地信也君) 日程第17 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

### 意見書案第1号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書

○議長(又地信也君) 日程第18 意見書案第1号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番 佐藤 悟さん。

○1番(佐藤 悟君) 1番 佐藤 悟です。

意見書案第1号 平成27年6月15日 木古内町議会 議長 又地信也様。提出者 木古内町議会議員 佐藤 悟、賛成者 木古内町議会議員 新井田昭男、同じく 竹田 努。

意見書案第1号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書案について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

TPP交渉内容については、米の特別輸入枠設定や牛肉・豚肉の関税引き下げなどが報じられており、予断を許さない状況が続いております。

TPPは農業だけの問題ではなく、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。

よって、記載しております以下の2点を重点として、内閣総理大臣及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## 意見書案第2号 農協関係法制度の見直しに関する意見書

○議長(又地信也君) 日程第19 意見書案第2号 農協関係法制度の見直しに関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番 新井田昭男さん。

○2番(新井田昭男君) 2番 新井田昭男です。

意見書案第2号 平成27年6月15日 木古内町議会 議長 又地信也様。提出者 木古内町議会議員 新井田昭男、賛成者 木古内町議会議員 相澤 巧、同じく 手塚昌宏。

意見書案第2号 農協関係制度の見直しに関する意見書案について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

政府は規制改革実施計画を閣議決定し、J Aグループに自己改革を求める内容を示しました。

これを受け、J Aグループ北海道は、11月にJ Aグループ北海道改革プランを策定し、自己改革の具体的実践に着手しております。

農協法制度等の骨格案が決定されたところではありますが、最終的な法案の制度までは、継続的な意見反映が必要であり、自己改革が尊重されない農協改革では、農協系組織の持つ機能が損なわれ、本道農業や地域の持続的発展に支障を来す恐れがあります。

よって、記載しております以下の3点を重点とし、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号 農協関係法制度の見直しに関する意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### 意見書案第3号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

○議長(又地信也君) 日程第20 意見書案第3号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番 竹田 努さん。

○4番(竹田 努君) 4番 竹田 努です。

意見書案第3号 平成27年6月15日 木古内町議会 議長 又地信也様。提出者 木古内町議会議員 竹田 努、賛成者 木古内町議会議員 福嶋克彦、同じく 鈴木慎也。

意見書案第3号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層」の解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

しかしながら、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くのかたの生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながり兼ねません。

よって、記載しております以下の3点を重点として、北海道労働局長及び北海道地方最低賃金審議会会長に提出するものです。

以上、提案理由といたしますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第3号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### 意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長(又地信也君) 日程第21 意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番 相澤 巧さん。

**○5番(相澤 巧君)** 5番 相澤 巧です。

意見書案第4号 平成27年6月15日 木古内町議会 議長 又地信也様。提出者 木古内町議会議員 相澤 巧、賛成者 木古内町議会議員 吉田裕幸、同じく 平野武志。

意見書案第4号 平成27年度地方財政の充実・強化を求める意見書案について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

地方自治体は、子育て支援などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。

一方、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減に向けた議論が進められています。財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、政府予算、地方財政の検討のあたっては、国民生活を犠牲にする財政ではなく、社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。

よって、記載しております以下の6点を重点として、内閣総理大臣、内閣官房長官及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(又地信也君) 日程第22 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

## 会 期 中 の 閉 会

○議長(又地信也君) お諮りします。

本定例会に付議されました案件は、全て審議を終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認めます。

議員各位の協力の下、これで、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、平成27年第2回木古内町議会定例会を閉会いたします。

どうも、ご苦労さまでございました。

( 午後4時25分 閉会 )

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年6月15日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 佐 藤 悟

署 名 議 員 新井田 昭 男